

東京都  
災害にも強く健康にも資する断熱・太陽光住宅普及拡大事業

既存住宅における省エネ改修促進事業  
家庭における蓄電池導入促進事業  
電気自動車等の普及促進事業  
熱と電気の有効利用促進事業  
賃貸住宅省エネ改修先行実装事業

本手引は、上記の助成金交付事業の実施要綱及び交付要綱に基づき、太陽光発電システムに関する助成金交付の対象や手続き上の主な注意点を具体的に説明するものです。

申請者（共同申請者）及び手続代行者におかれましては、申請する事業の実施要綱及び交付要綱並びに本手引について十分ご理解いただいた上で、助成金の申請を行ってください。

本手引に記載のない事項については、実施要綱及び交付要綱並びに公社の定めるところにより運用されます。

# 太陽光発電システム

## 助成金申請の手引き

Ver.1.2

公益財団法人東京都環境公社

東京都地球温暖化防止活動推進センター（愛称：クール・ネット東京）

太陽光発電システムホームページ（様式・手引き・よくある質問）

[https://www.tokyo-co2down.jp/subsidy/family\\_solor](https://www.tokyo-co2down.jp/subsidy/family_solor)

## 助成金を申請される皆様へ

公益財団法人東京都環境公社（以下「公社」という。）が実施する助成金交付事業については、東京都（以下「都」という。）の公的な資金を財源としており、社会的にその適正な執行が強く求められています。当然ながら、公社としても、厳正な助成金交付の執行をするとともに、虚偽や不正行為に対しても厳正に対処いたします。

「太陽光発電システム」の助成金を申請される方、交付が決定し助成金を受給される方におかれましては、以下の点について十分にご認識された上で、助成金の申請又は受給を行っていただきますようお願いいたします。

1. 「太陽光発電システム」の助成については、「申請する各事業の実施要綱」（以下「各実施要綱」という。）「申請する各事業の交付要綱」（以下「各交付要綱」という。）に基づいて行われます。
2. 助成金の申請者が公社に提出する書類には、如何なる理由があってもその内容に虚偽の記載があってはなりません。
3. 助成金で取得し、整備し又は効用の増加した財産（取得財産等）を、当該取得財産等の処分制限期間内に処分（助成金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供することをいう。）しようとするときは、あらかじめ処分内容等について公社の承認を受けなければなりません。また、その際に助成金の返還が発生する場合があります。なお、公社は、必要に応じて取得財産等の管理状況等について調査することがあります。

※処分制限期間とは、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号に定める耐用年数をいう。）

※太陽光発電システム法定耐用年数の期間：17 年

4. 公社は、申請者その他の関係者が、偽りその他の手段により手続きを行った疑いがある場合は、必要に応じて調査等を実施し、不正行為が認められたときは、当該関係者に対し、相当の期間、助成金の交付決定の停止等の処分を行い、その名称及び不正の内容を公表します。
5. 前記事項に違反した場合は、公社からの助成金交付決定及びその他の権利を取り消します。また、公社から助成金が既に交付されている場合は、その金額に加算金（年率 10.95%）を加えて返還していただきます。

## 更新履歴

バージョン	更新日	更新内容
1.0	令和4年6月22日	初版公開（暫定版）
1.1	令和4年7月15日	P1 V2H 追加
1.2	令和4年9月8日	～補助要件拡充等に伴う更新～ 【助成事業の追加】 <ul style="list-style-type: none"><li>・熱と電気の有効利用促進事業</li><li>・賃貸住宅省エネ改修先行実装事業</li></ul> 【補助要件拡充に伴う変更】 【提出書類の変更】 ～更新箇所～ <ul style="list-style-type: none"><li>・1.事業概要</li><li>・2.助成内容</li><li>・3.申請書の作成、提出について</li><li>・4.交付申請</li><li>・5.実績報告</li></ul>

## 目次

1. 事業概要	- 1 -
1.1 目的	- 1 -
1.2 太陽光の申請について	- 1 -
1.3 太陽光申請のフロー	- 3 -
2. 助成内容	- 7 -
2.1 助成対象者	- 7 -
2.2 助成対象機器	- 8 -
2.3 助成対象経費	- 10 -
2.4 助成金交付額	- 11 -
2.5 手続代行者	- 14 -
2.6 助成金の交付決定	- 14 -
2.7 助成事業の変更	- 15 -
2.8 財産の処分	- 15 -
2.9 交付決定の取消し	- 15 -
2.10 助成金の返還	- 16 -
2.11 太陽光助成金の注意事項	- 16 -
3. 申請書の作成、提出について	- 17 -
4. 交付申請	- 18 -
4.1 交付申請 提出書類リスト	- 20 -
4.2 交付申請書	- 21 -
4.3 太陽光発電システム設置概要書	- 27 -
4.4 本人確認書類（交付申請）	- 29 -
4.5 実在証明書類（交付申請）	- 29 -
4.6 太陽光発電システムの見積書（交付申請）	- 30 -
4.7 助成対象住宅の登記事項証明書（交付申請）	- 31 -
5. 実績報告	- 32 -
5.1 実績報告 提出書類リスト	- 34 -
5.2 実績報告書	- 36 -
5.3 太陽光発電システム設置概要書	- 40 -
5.4 工事請負契約書または売買契約書（実績報告）	- 41 -
5.5 領収書の写し及び領収書の内訳（実績報告）	- 42 -
5.6 太陽光発電システムの保証書の写し（実績報告）	- 44 -
5.7 モジュールの出力対比表（実績報告）	- 45 -
5.8 接続契約のご案内の写し（実績報告）	- 47 -
5.9 住宅の全景写真（実績報告）	- 47 -

5.1.0	モジュールの設置完了後の写真（実績報告） .....	- 48 -
5.1.1	モジュールの割付図（実績報告） .....	- 49 -
5.1.2	口座情報の写し（実績報告） .....	- 50 -
5.1.3	リース等契約証明書（実績報告） .....	- 51 -
	関連ホームページのご案内.....	- 52 -

## 1. 事業概要

### 1.1 目的

家庭部門でのカーボンハーフに向けて、省エネ性に優れ、災害にも強く、健康にも資する断熱・太陽光住宅の普及拡大を促進するため、高断熱窓・ドアへの改修や、蓄電池、V2H、太陽光発電設備の設置に対する補助事業を実施しています。また、既に断熱窓改修や蓄電池・V2Hを設置している場合も補助対象とするなど、太陽光発電設備に対する補助要件を拡充します。

### 1.2 太陽光の申請について

「災害にも強く健康にも資する断熱・太陽光住宅普及拡大事業」は、対象となる設備・機器ごとに複数の事業で構成されています。

太陽光発電システムの申請は、以下の事業（④の事業を除く）の（A）上乗せ補助として申請をする場合と、（B）要件を満たす設備・機器が既に設置されていることを条件に単独設置として申請（⑤の事業を除く）をする場合のいずれかになります。いずれの場合も、太陽光発電システムの助成内容は同じです。

以下の助成事業での太陽光発電システムの重複申請はできません。太陽光発電システムの申請を検討する場合は、申請する事業を1つ決めてください。

●:助成対象となる住宅の種別 ー:対象外

助成事業	対象機器・設備	新築住宅		既存住宅	
		戸建	集合	戸建	集合
① 既存住宅における省エネ改修促進事業	高断熱窓・ドア	ー	ー	●	●
② 家庭における蓄電池導入促進事業	蓄電池システム	●	●	●	●
③ 電気自動車等の普及促進事業	V2H	●	ー	●	ー
④ 熱と電気の有効利用促進事業	エコキュート等	●	●	●	●
⑤ 賃貸住宅省エネ改修先行実装事業	高断熱窓・ドア	ー	ー	ー	● 賃貸

#### (A) 各事業の助成対象機器・設備を「新規に同時に設置」（太陽光は上乗せ補助として申請）

助成事業	助成対象機器・設備	太陽光発 申請要件
① 既存住宅における省エネ改修促進事業	高断熱窓・ドア	左記の助成対象機器・設備 を 新規に同時に設置 + 太陽光発電システム新設 ⇒左記の事業を1つ選択し 太陽光発電システム申請
② 家庭における蓄電池導入促進事業	蓄電池システム	
③ 電気自動車等の普及促進事業	V2H	
⑤ 賃貸住宅省エネ改修先行実装事業	高断熱窓・ドア	

※各機器・設備の助成要件は、各交付要綱及び手引きをご確認ください。

**(B) 各事業の要件を満たす機器・設備を「既に設置済み」(太陽光を単独設置として申請)**

助成事業	既に設置されている	太陽光 申請要件
① 既存住宅における省エネ改修促進事業	高断熱窓	左記の機器・設備 を 既に設置済みの場合 + 太陽光発電システム新設 ⇒左記の事業を1つ選択し 太陽光発電システム申請
② 家庭における蓄電池導入促進事業	蓄電池システム	
③ 電気自動車等の普及促進事業	V2H	
④ 熱と電気の有効利用促進事業	エコキュート*	

\*エコキュート等(エコキュート、ハイブリッド給湯器)を設置済み又は同時設置が条件

※設置済みの各機器・設備の要件は、各交付要綱及び手引きをご確認ください。

交付申請後(交付申請書が公社に到着した日の翌営業日以降)に契約締結・施工しているものは助成対象となります。

また、以下の場合には遡及適用され、助成対象となります。

(A) (①・②・③の事業において) 太陽光を上乗せ補助として申請した場合

ア) 令和4年4月1日から7月31日までに工事又は契約締結したもの

(※令和4年8月31日までに申請した場合に限る)

- ① 既存住宅における省エネ改修促進事業(高断熱窓・ドア)
- ② 家庭における蓄電池導入促進事業(蓄電池)

イ) 令和4年4月1日から8月31日までに工事又は契約締結したもの

(※令和4年9月30日までに申請した場合に限る)

- ③ 電気自動車等の普及促進事業(V2H)

(B) (①・②・③・④の事業において) 太陽光を単独設置として申請

ウ) 令和4年4月1日から9月30日までに工事又は契約締結したもの

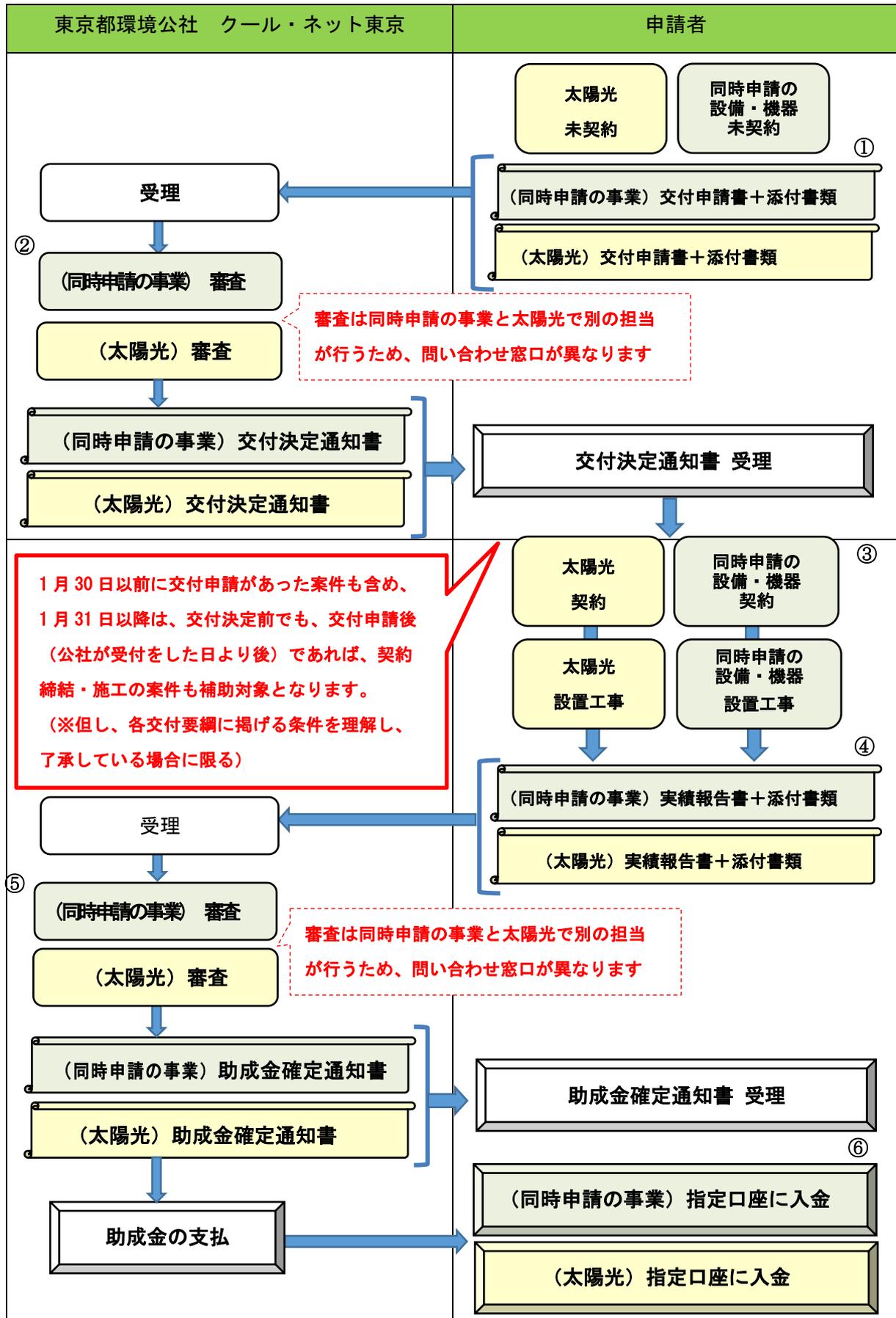
(※令和4年10月31日までに申請した場合に限る)

- ① 既存住宅における省エネ改修促進事業(高断熱窓)
- ② 家庭における蓄電池導入促進事業(蓄電池)
- ③ 電気自動車等の普及促進事業(V2H)
- ④ 熱と電気の有効利用促進事業(エコキュート)

### 1.3 太陽光申請のフロー

#### (A) 各事業の助成対象機器・設備を「新規に同時に設置」（太陽光は上乘せ補助として申請）

<事前申請> 各事業の助成対象機器・設備及び太陽光発電システムの契約・設置工事前に申請する必要があります。

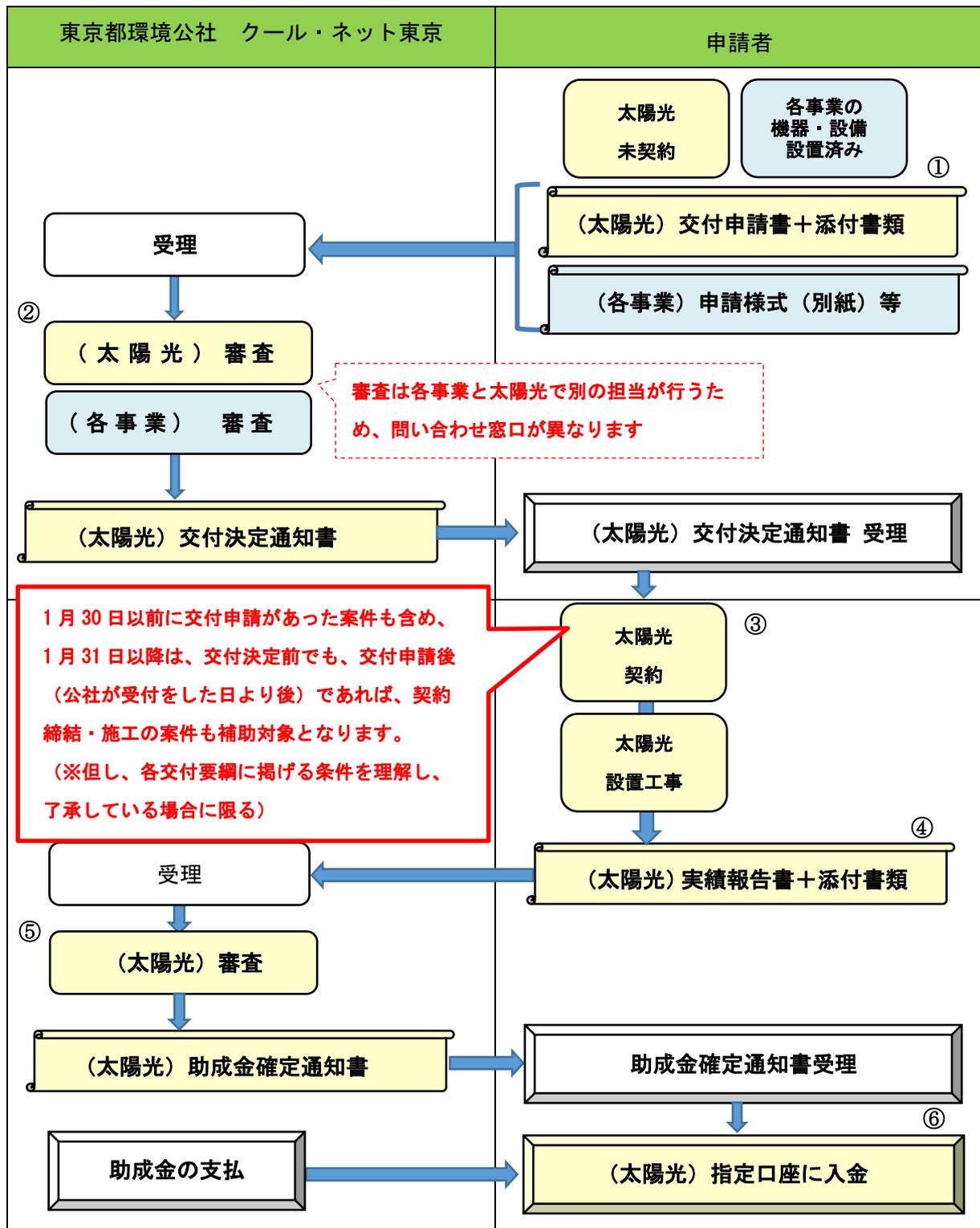


- ① 公社に以下の書類を同時に提出してください。（太陽光のみで提出はできません。）
  - ・ 交付申請書（同時申請の事業）＋その他提出書類
  - ・ 交付申請書（太陽光）＋その他提出書類それぞれの交付申請書とその他の提出書類も併せて提出してください。
- ② 公社で（同時申請の事業）交付申請書と（太陽光）交付申請書をそれぞれの担当が審査し、（同時申請の事業）交付決定通知書と（太陽光）交付決定通知書を送付します。
- ③ 交付決定通知の受理後に、同時申請の設備・機器と太陽光発電システムの（発注、工事、支払）を行ってください。
- ④ 公社に以下の書類を同時に提出してください。（太陽光のみで提出はできません。）
  - ・ 実績報告書（同時申請の事業）＋その他提出書類
  - ・ 実績報告書（太陽光）＋その他提出書類それぞれの実績報告書とその他の提出書類も併せて提出してください。
- ⑤ 公社で（同時申請の事業）実績報告書と（太陽光）実績報告書を審査し、（同時申請の事業）助成金確定通知書と（太陽光）助成金確定通知書を送付します。
- ⑥ （同時申請の事業）指定口座と（太陽光）指定口座へそれぞれ助成金が入金されます。

- ✓ 各機器・設備の審査担当と太陽光システムの審査は別の担当が行うため、問い合わせ窓口が異なります。また、申請書類等の不備の連絡や時期も異なりますので、ご了承ください。
- ✓ 公社が交付申請書を受付けてから、通常2か月から3か月程度で交付決定通知書を、実績報告書を受付けてから5か月程度で助成金確定通知書を送付する予定です。また、申請が集中した場合、不備がある場合はさらに時間を要します。早く工事に着手したい等を理由に、審査を急いで欲しい等のご要望には応じられません。余裕をもって申請を行ってください。

(B) 各事業の要件を満たす機器・設備を「既に設置済み」(太陽光単独設置として申請)

<事前申請> 太陽光発電システムの契約・設置工事前に申請する必要があります。



- ① 公社に以下の書類を同時に提出してください。(太陽光のみで提出はできません。)
  - ・ 申請様式別紙(各事業) + その他提出書類
  - ・ 交付申請書(太陽光) + その他提出書類
- ② 公社で(各事業)申請様式別紙と(太陽光)交付申請書をそれぞれの担当が審査し、(太陽光)交付決定通知書を送付します。
- ③ 交付決定通知の受理後に、太陽光発電システムの(発注、工事、支払)を行ってください。
- ④ 公社に以下の書類を提出してください。
  - ・ 実績報告書(太陽光) + その他提出書類
- ⑤ 公社で(太陽光)実績報告書を審査し、(太陽光)助成金確定通知書を送付します。
- ⑥ (太陽光)指定口座へ助成金が入金されます。

- ✓ 各機器・設備の審査担当と太陽光システムの審査は別の担当が行うため、問い合わせ窓口が異なります。また、申請書類等の不備の連絡や時期も異なりますので、ご了承ください。

公社が交付申請書を受付けてから、通常2か月から3か月程度で交付決定通知書を、実績報告書を受付けてから5か月程度で助成金確定通知書を送付する予定です。また、申請が集中した場合、不備がある場合はさらに時間を要します。早く工事に着手したい等を理由に、審査を急いで欲しい等のご要望には応じられません。余裕をもって申請を行ってください。

## 2. 助成内容

### 2.1 助成対象者(各実施要綱、各交付要綱参照)

太陽光発電システム助成金の助成対象者は、公社が定める要件に適合する助成金の交付対象となる太陽光発電システムを所有する方が対象になります。各事業の助成対象者の要件は、各実施要綱及び各交付要綱等をご確認ください。

併せて「太陽光発電システム」の申請時には、以下をご確認ください。

太陽光発電システムの助成金申請者（助成対象住宅の居住者または所有者）

- = 太陽光発電システムの所有者
- = 太陽光発電システムの（見積書の宛名）
- = 太陽光発電システムの工事・売買契約者（契約書の宛名）
- = 太陽光発電システムの工事・売買代金支払者（領収書の宛名）
- = 太陽光発電システムの助成金受領者（口座名義人）

※申請者と電力需給契約者が異なっていてもかまいません。

## 2.2 助成対象機器(各実施要綱、各交付要綱参照)

### 【太陽光発電システム】

本事業における太陽光発電システムとは、太陽光を電気に変換するシステムであって、次に掲げるもので構成されるものをいいます。

- 太陽電池
- パワーコンディショナー（太陽電池が発電した直流電力を住宅で使用できる交流電力に変換する設備）
- その他これらに付随する設備

なお、太陽光発電システムは、以下の要件を満たすものとします。

1	未使用品であること。
2	都内の住宅（申請する事業の助成対象機器・設備と併せて当該太陽光発電システムが導入される住宅又は既に申請する事業の助成対象機器・設備が設置されている住宅に限る。）に新規に設置されたもの（※）であること。 （※）居住する住宅の屋根に設置する太陽光を前提に助成対象経費を算出しているため、庭やカーポート等に設置する場合は対象外になります。
3	太陽光発電システムにより供給される電気を、太陽光発電システムを設置する助成対象住宅の居住の用に供する部分（※）で使用するものであること。 （※）当該部分に付属するエレベーター等の施設を含む。
4	太陽光発電システムを構成するモジュールが次のいずれかの認証を受けていること。 ア 一般財団法人電気安全環境研究所（JET）が定めるJETPVM 認証のうち、モジュール認証を受けたものであること若しくは同等以上であること（※） （※）下記ウェブサイトから確認できます。なお、随時更新されます。 <a href="https://www.jet.or.jp/common/data/products/solar/JETPVM_list.pdf">https://www.jet.or.jp/common/data/products/solar/JETPVM_list.pdf</a> イ 国際電気標準会議（IEC）のIECEE-PV-FCS 制度に加盟する認証機関による太陽電池モジュール認証を受けたものであること（認証の有効期限内の製品に限る。）
5	太陽光発電システムの発電出力（kW を単位とし、太陽光発電システムを構成する太陽電池モジュールの日本産業規格若しくは国際電気標準会議（IEC）の国際規格に規定されている公称最大出力の合計値又はパワーコンディショナーの日本産業規格に基づく定格出力の合計値の小数点以下第3位を四捨五入した値のうち、いずれか小さい値とする。以下同じ。）が50kW 未満であること。
6	太陽光発電システムが既存のシステムの一部として増設されたものではないこと。

<注意事項>

本事業の助成対象となる太陽光発電システムは、都内の住宅に新規に設置し、当該対象システムが発電した電力が当該住宅の住居の用に供する部分で使用されるシステムです。

以下の場合、対象となりません。

- 既存の太陽光発電システムに増設した場合
- 電力の使用場所ではない住宅、敷地内の倉庫・カーポート・庭など人が居住していない建物、事業用建物等に太陽光発電システムを設置し、電力を住宅の住居の用に供する部分へ引き込む場合
- 店舗兼住宅や診療所兼住宅等に対象システムを設置し、店舗又は診療所等で対象システムが発電した電力を使用する場合（住宅の住居の用に供する部分で電力が使用されていない場合、対象となりません。）

## 2.3 助成対象経費(各実施要綱、各交付要綱参照)

太陽光発電システムの助成金の対象となる経費（以下「助成対象経費」という。）  
は次の経費（消費税を除く。）であり、公社が必要かつ適切と認めたものとします。

	費目	項目
助成対象経費	機器費	太陽光発電システムの購入に必要な経費
	工事費	太陽光発電システムの設置と不可分の工事に必要な経費

助成対象経費の対象となる項目

	費目	助成対象経費の対象となる項目	
太陽光発電 システム	機器費	太陽電池モジュール	
		付属機器 ※1	架台
			パワーコンディショナー
			保護装置・昇圧ユニット
			接続箱
			直流開閉器
			交流開閉器
			電力モニター
			余剰電力販売用電力量計
	配線・配線機器		
工事費	設置工事に係る費用（足場代を含む） ※2		

※1 蓄電池やV2H等は含まない。

※2 屋根の補修等、太陽光発電システム工事に直接関係しない経費は含まない。

代表的な助成対象外経費

- ・申請代行費
- ・電力会社の手続き代行等の手数料
- ・既設太陽光の処分費
- ・HEMS
- ・消費税
- ・本事業の目的の範囲を超えて過剰な仕様であるとみなされるもの又は本事業以外において使用することを目的としたものに要する経費

## 2.4 助成金交付額

太陽光発電システムの助成金交付額は、次に定める金額（千円未満切り捨て）とします。

### ア 新築単価（住宅建築と同時に設置する場合の助成金額の単価）

太陽光発電システム 1棟あたり	新築単価	発電出力（※1）	発電出力に乗じる額	上限額（※2）
		3.6 kW以下 (3.60 kWを含む)	120,000 円/kW	360,000 円
		3.6 kW超 50 kW未満 (3.61 kW～49.99 kW)	100,000 円/kW	4,999,000 円

### イ 既存単価（住宅建築後に設置する場合の助成金額の単価）

太陽光発電システム 1棟あたり	既存単価	発電出力（※1）	発電出力に乗じる額	上限額（※2）
		3.75 kW以下 (3.75 kWを含む)	150,000 円/kW	450,000 円
		3.75 kW超 50 kW未満 (3.76 kW～49.99 kW)	120,000 円/kW	5,998,800 円

#### ※1 太陽光発電システムの発電出力

発電出力は、太陽光発電システムを構成する太陽電池のモジュールの日本産業規格若しくは I E C の国際規格に規定されている公称最大出力の合計値又はパワーコンディショナーの日本産業規格に基づく定格出力の合計値のうち、いずれか小さい値（kW を単位とし、小数点以下第 3 位を四捨五入する。）なお、助成額に千円未満の端数が生じたときは切り捨てる。

#### ※2 太陽光発電システムの発電電力を各住戸が戸別の契約により受電する場合

受電する 1 住戸あたりに上限額が適用される。

（2 世帯住宅等で各住戸が個別の契約による受電する場合、1 住戸毎に上限額が適用されます。）

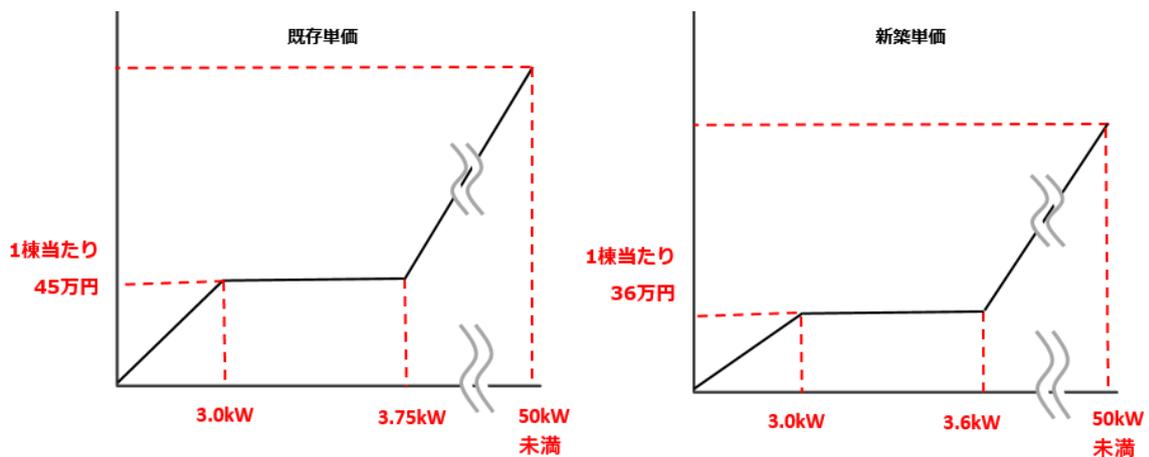
<助成金額の算定例> 新築住宅（住宅建築と同時に設置する場合）  
太陽光発電システムの発電出力が 3.6kW 以下（例：1.23kW の場合）

- ・ (a) 発電出力に乗じた額 ⇒  $1.23\text{kW} \times 120,000 \text{ 円} = \underline{147,600 \text{ 円}}$
- ・ (b) 1 棟あたりの上限額 ⇒ 360,000 円
- ・ (a)と(b)のうちいずれか小さい額 ⇒ 147,600 円
- ・ 助成金の交付額 147,000 円（千円未満切り捨て）



### 太陽光助成金額の単価の考え方

- 既存単価 3kW と 3.75kW（新築単価 3kW と 3.6kW）で、同じ 45万円(36万円)の助成金額となります。
- 3kW 以下の太陽光については、1kW あたりの足場代等が割高になることから助成率を高くし、3kW を超える分については、助成率が低くなりますが、3.75kW までは 3kW 以下よりも助成金額が低くなります。その逆転を無くすため、3kW から 3.75(3.6)kW までを同額にしています。



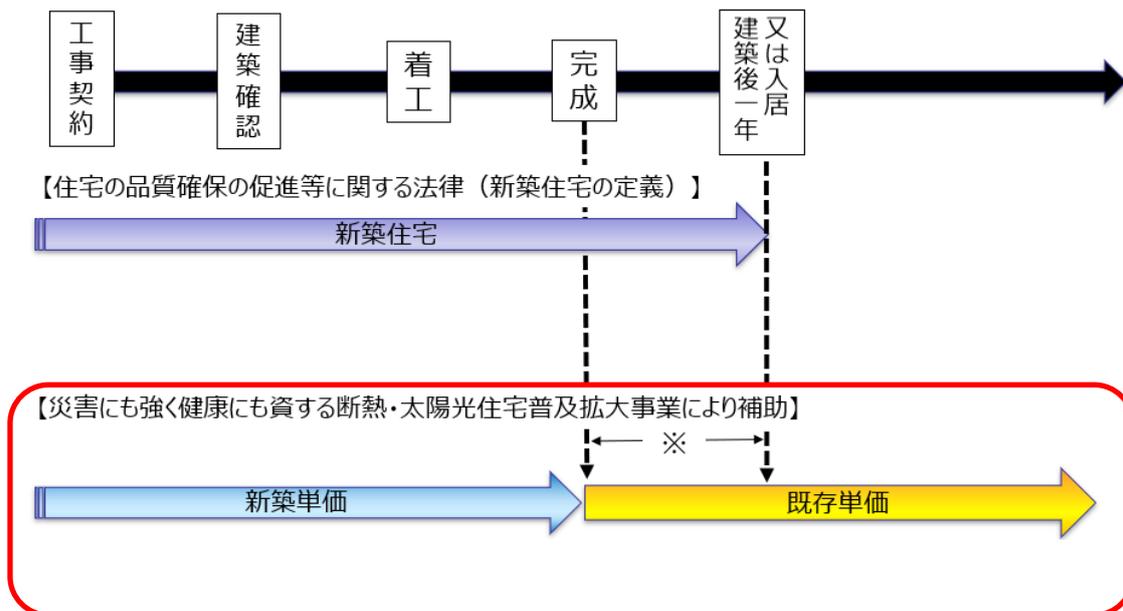
## 太陽光発電システムの単価設定（新築単価・既存単価）について

※本事業での新築単価の「新築」とは、法律上の「新築住宅」と異なります。

住宅完成後に太陽光発電を設置する場合、既存住宅と同様に足場などを設置することによる費用増がある為、次の単価が適用されます。

ア 住宅建築と同時（住宅完成前）に太陽光発電を設置する場合→新築単価を適用

イ 住宅建築後（住宅完成後）に太陽光発電を設置する場合→既存単価を適用



### 注意事項！！

#### \* 新築単価と既存単価の判断基準について

- 既存単価で申請する場合は、交付申請時に建物登記事項証明書を提出してください。
- 建物登記事項証明書を提出できない場合は、新築単価が適用されます。

#### \* 住宅の建替時に太陽光発電システムを設置する場合について

- 住宅の建替時は住宅建築と同時に太陽光発電システムを設置する場合となる為、新築単価が適用されます。故意に建替前の登記事項証明書を提出し、既存住宅単価を適用させようとし、発覚した場合には、補助金返還の対象となる為、ご注意ください。

(確認のため、実績報告時に再度、建物登記事項証明書を提出いただく場合があります。)

## 2.5 手続代行者

助成対象者は、本助成金の交付申請に係る手続の代行を、施工業者等の第三者に対して依頼することが出来ます。

助成金の交付申請に係る手続の代行を行う者（以下、「手続代行者」という。）は、交付要綱及びその他公社が定める交付申請等に係る全ての要件を理解し、申請者との連携を図り、事業が円滑に推進できるよう努めてください。

また、公社は、必要に応じて調査を実施し、手続代行者が実施要綱及び交付要綱、並びに本手引きの規定に従って手続を遂行していないと認めるときは、当該手続代行者に対し代行の停止を求めることができるものとします。

- \* 手続代行者に依頼した場合、申請書類等について公社から助成対象者に質問や依頼がある際には、公社は原則として、手続代行者に連絡をします。
- \* 公社は、手続代行者が助成金交付要綱や本手引きの規定に従って手続を遂行していないと認めるときは、当該手続代行者の代行の停止を求め、以後、当該手続代行者による申請は受け付けませんのでご注意ください。

## 2.6 助成金の交付決定

公社は、本助成金の申請を受けた後、当該申請の内容についての書類審査及び必要に応じて行う現地調査等により、助成金を交付すべきものと認めるときは、公社の予算の範囲内で、本助成金の交付を決定します。

本助成金の交付決定後、助成対象者に対し助成金交付決定通知書を送付します。

- \* 助成金の交付決定通知は郵送にて行います。送付先は、原則、助成対象者宛てとなります。対象機器の設置場所が助成対象者住所と異なる場合、使用者宛てには送付されませんのでご注意ください。
- \* 申請内容に関する審査を行った結果、助成要件を満たさない場合において、不交付の決定を行い、不交付とする場合についても、助成対象者に対し、郵送にてその結果を通知いたします。
- \* 同時申請の助成対象機器・設備（蓄電池・高断熱窓ドア・V2H）が助成要件を満たさず助成対象外となった場合、上乗せ補助となる太陽光発電システムも対象外となります。
- \* 助成対象者は、交付決定の内容又はこれに付された条件に異議があるときは、交付決定通知の受領の日の翌日から起算して7日以内に、申請の撤回をすることができます。一度申請を撤回した対象機器については、再申請はできませんのでご了承ください。

## 2.7 助成事業の変更

「助成金の交付決定」により交付決定した申請機器の型式変更及び助成対象経費の変更について、新製品の販売等により異なる型式の機器を設置した場合は、実績の報告時に変更後の内容として提出することで助成事業の変更を行うことができます。型式の変更が認められるのは、「助成金交付に係る交付申請」による助成金申請金額を上回らない範囲であること、機器の助成対象要件を満たしていることが条件です。

※交付決定金額の増額は承認しません。

※助成対象経費を変更する場合は、内訳の変更及び減額に限ります。

## 2.8 財産の処分

助成事業者は、以下のとおり対象機器の処分について制限がありますので、ご注意ください。

※手続きは、申請する各事業へご確認ください。

- (1) 助成事業者は、公社の承認を受けないで、対象機器の処分（本助成金の交付の目的以外に使用し、他の者に貸し付け若しくは譲り渡し、他の物件と交換し、債務の担保の用に供し、又は廃棄することをいう。以下同じ。）をしてはなりません。ただし、法定耐用年数の期間を経過した場合はこの限りではありません。
- (2) 助成事業者は、(1)本文の承認を受けようとするときは、あらかじめ、取得財産等処分承認申請書（各事業の定める様式）を、公社に提出するものとします。
- (3) 公社は、(2)の申請を受けたときは、速やかに(1)本文の承認をし、又は承認をしないことを決定し、決定の内容を(2)の申請をした者に通知するものとします。
- (4) 助成事業者は、(1)本文の承認を受けて対象機器の処分をして収入がある場合は、当該処分をすることにより得た収入の金額が助成を受けた金額以上のときは当該助成を受けた金額を、その収入が助成を受けた金額を下回るときは、当該収入の全額を公社に納付しなければなりません。

## 2.9 交付決定の取消し

助成事業者は次のいずれかに該当した場合には、助成金の交付決定の全部又は一部が取り消される場合があります。なお公社は、当該取消しを行ったときは、速やかに助成事業者に通知するものとします。

- (1) 助成事業者が偽りその他不正の手段により助成金の交付の決定を受けたとき
- (2) 助成事業者が助成金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件その他法令に違反し、又は交付要綱に基づく公社の請求に応じなかったとき
- (3) 対象機器に対して、都における他の助成金が交付されていることが判明したとき

## 2.10 助成金の返還

- (1) 助成事業者は、助成金の交付決定の全部又は一部を取り消された場合、既に交付を行った助成金があるときは、公社が付す期限内において、交付を受けた助成金の返還をしなければなりません。
- (2) 助成事業者は、本助成金の交付を受けた後、当該本助成金の額が、本手引き「2.4 助成金交付額」に定める額を超えたことが判明した場合は、公社が付す期限内において、当該超過額の返還をしなければなりません。
- (3) 助成事業者は、(1)及び(2)により本助成金の返還の請求を受けたときは、公社が指定する期日までに、当該本助成金を公社に返還しなければなりません。

助成事業者は、(3)の規定により本助成金を返還したときは、公社に対し、助成金返還報告書（各事業の定める様式）を提出しなければなりません。

## 2.11 太陽光助成金の注意事項

### (1) 手続き代行について

- 申請者は、太陽光発電システムへの申請について、施工会社等に手続きの代行を依頼することができます。
- 同時に申請する事業（高断熱窓ドア・蓄電池・V2H等）に係る交付申請と、太陽光発電システムに係る交付申請において、別々の代行者を置くことは差し支えありません。

### (2) 交付申請・実績報告以外のその他の手続き等

太陽光発電システムの交付申請・実績報告以外のその他手続きについては、申請する事業の各交付要綱・手引きをご確認ください。

### (3) 東京都及び公社の他の助成金との併給について

太陽光発電システムについて、都及び公社の他の同種の助成金の交付を重複して受けることはできません。

### (4) トライブリッドパワーコンディショナーを設置する場合

太陽光、蓄電池、V2Hの3つを制御できるトライブリッドパワーコンディショナーを設置する場合は、当該機器の購入費及び設置工事費を各機器の費用として分離した内訳金額を太陽光発電システムと蓄電池とV2Hのそれぞれの助成対象経費とします。

### (5) ハイブリッドパワーコンディショナーを設置する場合

太陽光、蓄電池の2つを制御できるハイブリッドパワーコンディショナーを設置する場合は、当該設備の購入費及び設置工事費を各機器の費用として分離した内訳金額を太陽光発電システムと蓄電池のそれぞれの助成対象経費とします。

### 3. 申請書の作成、提出について

申請書類及び添付書類（本手引き「4.交付申請」及び「5.実績報告」）の作成・提出に当たっては、以下の点に留意してください。また、相談窓口にて問合せの多い質問については、公社（クール・ネット東京）のホームページに、随時、「よくある質問」として更新していく予定です。

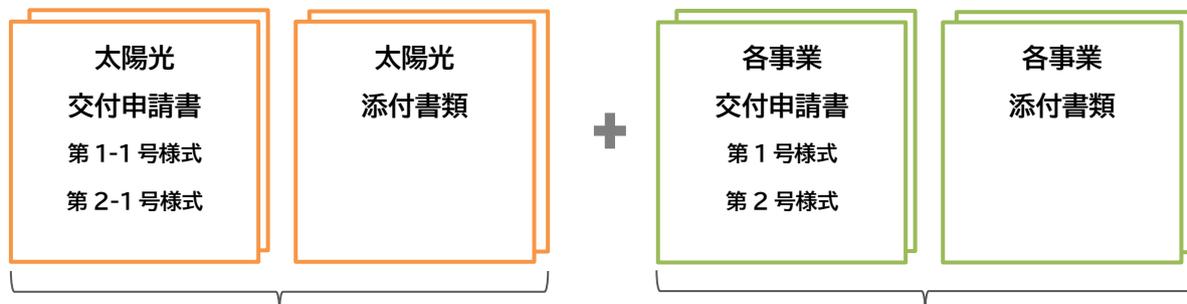
こちらにつきましても、ご確認いただきますようお願いいたします。

- \* 助成金の審査手続中、公社からのお問い合わせの際に確認をお願いすることがあります。  
提出書類は原則返却できませんので、必ずコピーをとった上で提出し、控えを保管してください。  
公社に提出された書類を電子メールやFAX等で助成対象者及び手続き代行者にお送りすることはできません。
- \* 必要事項の確認のため、必要書類に加え、別途資料及び書類等の提出をお願いする場合があります。
- \* 各事業の審査と太陽光システムの審査は別の担当が行うため、問い合わせ窓口が異なります。  
また、申請書類等の不備の連絡や時期も異なりますので、ご了承ください。
- \* 申請手続きについて、手引きに記載のない事項や、明確に判断できない場合は、事前に公社までご相談ください。
- \* 申請様式は日本産業規格 A4 の用紙に片面印刷でお願いします。（両面印刷は不可）
- \* 申請書に添付する書類が A4 サイズでない場合は、専用の貼付台紙を使用して提出ください。
- \* 手書きしていただく場合は、黒色又は青色のボールペンで丁寧に記入をして下さい。  
鉛筆等ボールペン以外で記入したもの、消すことができるインクのペンで記入したもの、及び黒色又は青色以外のペンで記入したものについては、受付できません。
- \* FAXや電子メールによる申請書類の送付は受け付けておりません。郵送でお願いいたします。
- \* 申請書類は、受付期間外に公社に到着したのもも受付しません。
- \* 原則として、申請書類の到着に関するお問い合わせに個別に回答することは出来かねますので、到着の確認を希望される場合は、郵送の際に到着まで追跡可能な方法でご提出頂き、ご自身で申請書類の到着の確認をお願いいたします。（郵便事故等による書類の紛失に対し、公社は責任を負いかねます。）

## 4. 交付申請

太陽光の交付申請は、以下 (A) または (B) のいずれかになります。いずれの場合も、太陽光の提出書類は同じです。太陽光の提出書類は、次のページ以降をご確認ください。

### (A) (太陽光は上乗せ補助として申請) 各事業の助成対象機器・設備を「新規に同時に設置」

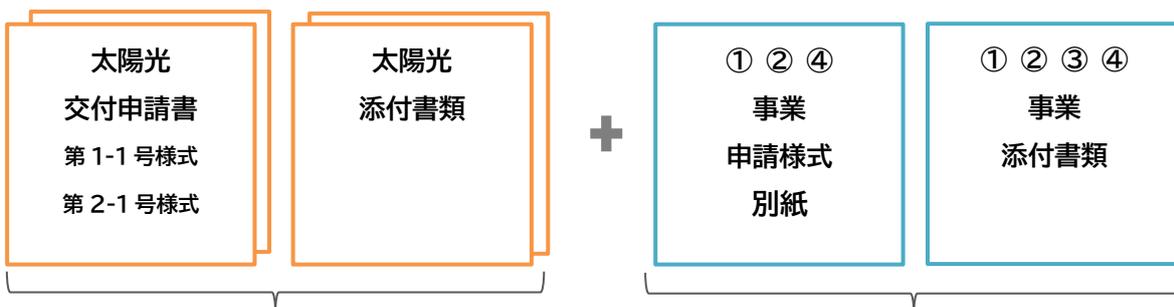


(a)太陽光の交付申請に必要な書類

(b)各事業の交付申請に必要な書類  
(太陽光を同時設置の場合)

- ① 既存住宅における省エネ改修促進事業
  - ② 家庭における蓄電池導入促進事業
  - ③ 電気自動車等の普及促進事業 (V2H)
  - ④ 賃貸住宅省エネ改修先行実装事業
- ※各事業の手引き等をご確認ください。

### (B) (太陽光は単独設置として申請) 各事業の助成対象機器・設備を「既に設置」



(a)太陽光の交付申請に必要な書類

(c)各事業の必要な書類  
(太陽光を単独設置の場合)

- ① 既存住宅における省エネ改修促進事業
  - ② 家庭における蓄電池導入促進事業
  - ③ 電気自動車等の普及促進事業 (V2H)
  - ④ 熱と電気の有効利用促進事業 (エコキュート)
- ※各事業の手引き等をご確認ください。

太陽光助成金の交付を受けようとする助成対象者（以下、「助成対象者」という。）は、次の表の第一欄に規定する助成対象者の種別に応じて、当該第二欄に掲げる書類を、公社に提出してください。

助成対象者又は助成対象者から依頼された手続代行者の方は、太陽光のホームページから申請に必要な様式をダウンロードしていただき、必要事項の入力や、貼付台紙への貼付を行ってください。

第一欄 申請者 = 対象機器の購入者(所有者)	第二欄 申請書類
<p><b>個人または法人である所有者</b>            個人:個人の賃貸マンションオーナー            法人:社宅の法人オーナー            法人の賃貸マンションオーナー等</p>	<p>1) 第 1-1号様式（個人・法人用） 太陽光発電システム 助成金交付申請書</p> <p>2) 交付申請 提出書類リストに記載の書類※</p>
<p><b>個人または法人に貸与する貸与者</b>            (リース等の事業者等との共同申請)</p>	<p>1) 第 2-1号様式（共同申請用） 太陽光発電システム 助成金交付申請書</p> <p>2) 交付申請 提出書類リストに記載の書類※</p>

※申請書に添付する書類が A4 サイズでない場合は、専用の貼付台紙を使用して提出ください。

## 4.1 交付申請 提出書類リスト

太陽光発電システム交付申請 提出書類リスト

- ✓ 本チェックリストは、代表的な確認項目について掲載しています。提出書類は、本チェックリストに加え、太陽光の手引き及び各事業の交付要綱・手引きを必ず確認してください。
- ✓ 提出書類は、A4の用紙に片面印刷をお願いします。（両面印刷は不可）
- ✓ 申請書に添付する書類が A4 サイズでない場合は、専用の貼付台紙を使用して提出ください。

○：提出必須 △：該当者のみ提出 -：提出不要

No	提出形態	書類名	申請者種別			提出	チェック欄	確認事項
			個人	法人	共同			
1	第1-1号様式 第2-1号様式	太陽光発電システム 助成金交付申請書	○	○	○	必須	□	<ul style="list-style-type: none"> <li>■申請者が【個人・法人】の場合、【個人法人】第1-1号様式を使用すること</li> <li>■申請者が【リース事業者】の場合、【共同申請】第2-1号様式を使用すること</li> <li>■申請者は太陽光発電システムの所有者（見積書の名義と一致）であること</li> <li>■太陽光発電システム購入予定金額が見積書の金額と一致していること</li> <li>■太陽光発電システムの売買契約・工事契約・リース契約等は契約前であること</li> <li>■誓約事項を確認の上、同意日を記入し、チェックを入れること</li> </ul>
2	指定様式	太陽光発電システム 設置概要書	○	○	○	必須	□	<ul style="list-style-type: none"> <li>■設置予定のモジュール・パワコンのメーカー名・型式名・出力を全て記載している</li> <li>■モジュールは、JETPVM認証または海外認証機関による認証を受けている</li> <li>■パワコンの定格出力は、メーカーのカタログに記載されているものである</li> </ul>
3	コピー	申請者（個人）本人確認書類	○	-	-	申請者が個人の場合	□	<ul style="list-style-type: none"> <li>■以下の書類のうちいずれか一つの写しを提出すること（有効期限内であること）</li> <li>① 運転免許証（表面の住所・氏名に変更がある場合は裏面も提出）</li> <li>② 健康保険証（後期高齢者医療被保険者証） （保険者番号・記号・番号・二次元バーコードはマスキングすること）</li> <li>③ 住民基本台帳カード</li> <li>④ 日本国パスポート</li> <li>⑤ 外国人登録証明書、在留カード、又は特別永住者証明書</li> <li>⑥ 身体障がい者手帳</li> <li>⑦ 療育手帳</li> <li>⑧ 精神障がい者保健福祉手帳</li> <li>⑨ 運転経歴証明書</li> <li>⑩ マイナンバー個人番号カードの表面（マイナンバーはマスキングすること）</li> </ul> <p>※日本で発行されたものであること ※現住所・氏名の記載があるもの ※氏名と住所が記載された頁が分かれている場合は、両方の頁の写しが必要</p>
		申請者（法人）実在証明書類	-	○	-	申請者が法人の場合	□	<ul style="list-style-type: none"> <li>■以下の書類のうちいずれか一つの写しを提出すること</li> <li>① 商業登記の現在事項証明書</li> <li>② 商業登記の履歴事項証明書</li> <li>③ 法人印の印鑑登録証明書</li> </ul> <p>■受付日時時点で発行日から6か月以内のものであること</p>
4	コピー/ 指定様式	太陽光発電システム 見積書	○	○	○	必須	□	<ul style="list-style-type: none"> <li>■以下の内容が記載されていること</li> <li>① 発行者（販売事業者等）の社名、捺印</li> <li>② 宛先（注文者）に申請者の宛名が記載されている</li> <li>③ 対象機器の設置場所住所</li> <li>④ 太陽光発電システム設置に係る費用（機器費、工事費）</li> <li>⑤ モジュールの「型式名」</li> <li>⑥ パワーコンディショナーの「型式名」</li> </ul> <p>■ハイブリッド・トライブリッドのパワーコンディショナーを使用する場合には、パワーコンディショナーに係る機器費・工事費を太陽光分とそれ以外で按分し、パワーコンディショナー太陽光按分費として記載すること</p> <p>■上記の記載がない場合、公社の（見積書）指定様式を提出すること</p>
5	コピー	助成対象住宅 登記事項証明書	△	△	△	住宅建築後に設置する（既存単価）の場合	□	<ul style="list-style-type: none"> <li>■太陽光発電システムを住宅建築後に設置する（既存単価）場合に提出すること ※交付申請時に提出ができない場合、新築単価が適用されます</li> <li>■法務局の公印があるもの（登記情報提供サービスで取り寄せたものは不可）</li> </ul> <p>■受付日時時点で発行日から6か月以内のもの</p>
6	コピー	設置に係る決議書又はこれに代わるもの	△	△	△	集合住宅の共用部設置の場合	□	<ul style="list-style-type: none"> <li>■分譲住宅の場合、太陽光発電システムの設置が承認された記載のある議事録であること</li> </ul>
7	コピー	リース事業者 実在証明書類	-	-	-	共同申請の場合	□	<ul style="list-style-type: none"> <li>■リース等の事業者の実在証明書類を提出すること</li> </ul>
8	コピー	リース使用者（個人）本人確認書類	-	-	○			<ul style="list-style-type: none"> <li>■リース使用者が（個人）の場合、本人確認書類(No.4参照)を提出すること</li> </ul>
		リース使用者（法人）実在証明書類	-	-	○			<ul style="list-style-type: none"> <li>■リース使用者が（法人）の場合、実在証明書類(No.4参照)を提出すること</li> </ul>
9	コピー	リース申込書・リース見積書	-	-	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>■以下の書類の写しを提出すること</li> <li>① リース申込書</li> <li>② リース料金の見積書</li> </ul> <p>■リース料金から交付申請予定額相当以上が減額されていること</p>		
10	原本/ コピー	その他社が必要と認める書類	△	△	△		□	<ul style="list-style-type: none"> <li>■必要事項の確認のため、別途資料及び書類の提出をお願いする場合があります</li> </ul>

## 4.2 交付申請書

### 第1-1号様式（個人法人用）—記入例—

(第1-1号様式)

(1/3)

個人・法人用	会社使用欄	交付決定番号
太陽光発電システム		

リース事業者の場合は様式が異なります。

記入日	西暦	2022年9月8日
-----	----	-----------

公益財団法人 東京都環境公社 理事長 殿

#### 既存住宅における省エネ改修促進事業 助成金交付申請書(個人・法人用)

公益財団法人東京都環境公社が定める各事業

手書きしていただく場合は、黒色又は青色のボールペンで丁寧に記入してください。鉛筆等ボールペン以外で記入したもの、消すことができるインクのペンで記入したもの、及び黒色又は青色以外のペンで記入したものについては、受付できません。

#### 1 公社(クール・ネット東京)への申請状況

太陽光発電システムのみ申請はできません。同時に申請する事業の一つチェック(✓)を入れてください。

各事業の助成対象機器・設備は「新規に同時に設置する」または「既に設置済みである」のいずれか一つ要件を満たす必要があります。チェック(✓)を入れてください。

助成事業	<input checked="" type="checkbox"/> 既存住宅における省エネ改修促進事業 (高断熱窓・ドアを <input type="checkbox"/> 新規に同時に設置 <input checked="" type="checkbox"/> 既に設置済み)
	<input type="checkbox"/> 家庭における蓄電池導入促進事業 (蓄電池を <input type="checkbox"/> 新規に同時に設置 <input type="checkbox"/> 既に設置済み)
	<input type="checkbox"/> 電気自動車等の普及促進事業 (V2Hを <input type="checkbox"/> 新規に同時に設置 <input type="checkbox"/> 既に設置済み)
	<input type="checkbox"/> 熱と電気の有効利用促進事業 (エコキュートを <input type="checkbox"/> 新規に同時に設置 <input type="checkbox"/> 既に設置済み)
	<input type="checkbox"/> 賃貸住宅省エネ改修先行実証事業 (高断熱窓・ドアを <input type="checkbox"/> 新規に同時に設置)

どの事業と同時に申請するか、一つ決めてチェック(✓)を入れてください。

各助成対象機器・設備の要件を、一つ決めてチェック(✓)を入れてください。

#### 2 東京都及び公社(クール・ネット東京)の他助成金への申請状況

助成対象機器(太陽光発電システム)について、東京都及び公社の助成金も交付を重複して受けていないことが必要です。確認後、下記にチェック(✓)を入れてください。

確認事項	以下の事業について、重複申請はしていません。
<input checked="" type="checkbox"/>	東京ゼロエミ住宅導入促進事業 含むその他 東京都と公社が実施する事業

#### 3 助成申請者に関する情報

申請者に関する情報を証明するため、個人の場合は運転免許証(申請者の氏名・住所が確認できるもの)の写し等、申請者本人確認書類、

法人の場合は、法人申請者の実在証明書類を提出いただけます。

このため、本欄記入事項と申請者本人確認書類または実在証明書類の記載内容が一致していることを確認してください。

◆公社は、本欄に記入された氏名及び住所に対して、交付決定通知書等を送付します。

申請者氏名 または 法人名 または 管理組合名	フリガナ カンキョウ タロウ 環境 太郎	電話番号(※)	090-0000-0000
法人 代表者役職名 (法人のみ)	見積書の宛先(注文者)と一致していることをご確認ください。	電子メールアドレス(任意)	フリガナ XXX-XXX.XXX @ XXX-XXX.XXX
申請者住所	〒 001 - 1234 (マンション・アパート名・部屋番号まで必ずご記入)	申請者住所は都外でも構いません。 住居表示による住所で、添付の本人確認書類と一致させてください。	東京 都道府県 新宿 区市町村 001-2-3 ●●マンション201号室

(※)電話番号は、日中連絡がとりやすい番号を必ず記入してください。法人の場合は、直通番号を記入してください。

#### 4 手続き代行者に関する情報

手続代行者がいる場合にご記入ください。都外の会社でも構いません。

申請者以外が手続きを代行する場合は、以下枠線内も記入してください。その場合、公社からの提出書類等の確認に関する連絡は、原則として手続代行者に行います。

法人名	株式会社 クール・ネット東京	担当者電話番号	090-0000-0000
会社または拠点の 代表者	役職名 代表取締役	電子メールアドレス	フリガナ XXX-XXX.XXX @ XXX-XXX.XXX
担当者部署名	環境部	氏名	クールネット太郎
		担当者名	クールネット花子
代行者住所	〒 012 - 3456		東京 都道府県 墨田 区市町村 001-2-3

#### 5 対象機器設置場所に関する情報

都内の住宅に設置されることを確認するため、設置機器の見積書等に記入のある設置住所と一致していることを確認

申請者住所以外に設置する場合は、その他にチェック(✓)をしてください。

対象機器を 設置する建物の住所	該当する項目の一つチェック(✓)を入れてください。
	<input type="checkbox"/> 助成申請者の住所と同じ <input checked="" type="checkbox"/> その他(下記に住所記載)
	助成申請者の住所と同じ場合は記入不要です。
	〒 XXX - XXXX (マンション・アパート名・部屋番号まで必ずご記入)
	東京 都 千代田 区市町村 千代田0丁目0番0号

設置する住所の住居表示を記入してください。  
見積書の設置場所住所と一致していることをご確認ください。

6 設置予定の太陽光発電システムに関する情報

太陽光発電システムの新設を助成条件としています。

該当する項目の一つチェック(✓)を入れてください。	
(1) 電力を供給する住宅の種類	<input type="checkbox"/> 戸建住宅 <input checked="" type="checkbox"/> 集合住宅（住戸専有部）(※) <input type="checkbox"/> 集合住宅（住戸共用部）(※)
	(※)集合住宅の場合、申請する棟数の合計を記入してください。 集合住宅 総棟数    1    棟    集合住宅の場合のみ、記入してください。
(2) 太陽光発電システム設置状況	(i) 確認後、下記にチェック(✓)を入れてください。 <input checked="" type="checkbox"/> 設置予定の太陽光発電システムは(5)の住所の住宅に設置する予定である (庭やカーポート等からの引き込みは対象外となります。)
	(ii) 確認後、下記にチェック(✓)を入れてください。 <input checked="" type="checkbox"/> 設置予定の太陽光発電システムは既存のシステムの一部として増設するものではない (太陽光発電システムの新設を助成条件としています。)
	(iii) 該当する項目の一つチェック(✓)を入れてください。 <input checked="" type="checkbox"/> (ア) 住宅建築と同時に設置する（新 <input type="checkbox"/> (イ) 住宅建築後に設置する（既存単
	(i) 太陽光発電システム設置概要書(指定様式)の太陽光発電システム発電出力(e)の値を転記してください。
(3) 太陽光発電システム発電出力	3.50    kW
(4) 太陽光発電システム助成金算定額	(i) 太陽光発電システム設置概要書(指定様式)の太陽光発電システム助成金算定額(h)の値を記入してください。 360,000
(5) 太陽光発電システム購入予定金額	(i) 見積書等の太陽光発電システム設置に 320,000
(6) 太陽光発電システム助成申請金額(※)	320,000    円（千円未満切捨）
(※)太陽光発電システム助成金は、助成対象経費(太陽光発電システムの設置に係る機器費と工事費)を超えない範囲で助成されます。	
(7) 太陽光発電システム契約予定日	(i) 太陽光発電システムの契約予定日を記入してください。 (ii) 契約日は交付決定をした日より後である必要があります。
	西暦 2022 年 7 月 15 日

太陽光発電システム設置概要書（指定様式）の太陽光発電システム発電出力（e）の値が転記されます。複数棟に設置する場合など設置概要書が複数枚になる場合は、数式を削除し、手入力してください。

(ア)の場合、新築単価が適用されます。  
(イ)の場合、既存単価が適用されます。  
※(イ)の場合、建物の登記事項証明書の提出が必要です。

太陽光発電システム設置概要書（指定様式）の太陽光発電システム助成申請金額（h）の値が転記されます。複数棟に設置する場合など設置概要書が複数枚になる場合は、数式を削除し、手入力してください。

**<誓約事項> ※必ず申請者・手続代行者共に以下の内容をお読みいただき、文末の欄に(✓)チェックを入れてください。**

私は、公益財団法人東京都環境公社(以下「公社」という。)に対して、助成金の交付申請時、助成事業の実施期間内及び完了後においても、以下の事項について誓約いたします。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、一切異議は申し立てません。

(1)	<b>交付申請</b> 本事業の交付要綱及びその他公社が定める交付申請等に係る全ての要件を理解している。 なお、公社が審査した結果、助成金の交付対象にならない場合があることを承知している。 また、手続代行者がいる場合は手続代行者も含め、提出前に必ず申請書をコピーし、控えている。
(2)	<b>助成対象者</b> 過去に税金の滞納があるもの、刑事上の処分を受けているものその他の公的資金の交付先として社会通念上適切でないと思われる者でない。
(3)	<b>交付決定前の事業着手の禁止</b> 交付決定通知書を受領する前に本事業の契約又は工事に着手した場合には、助成金の交付対象とならないことを了承している。
(4)	<b>他の助成金等の受給</b> 助成対象経費について、本助成金以外に都又は公社から交付される助成金等を受給できないこと、また区市町村から交付される助成金等(原資に都費を含むものに限る。)を受給できないことを理解している。
(5)	<b>申請の無効</b> 申請書及び添付書類一式について責任を持ち、虚偽、不正の記載が一切ないことを確認している。 万が一、違反する行為が発生した場合の罰則等を理解し、了承している。
(6)	<b>個人情報の利用</b> 本事業における個人情報の利用目的について理解し、了承している。
(7)	<b>交付決定</b> 助成率及び助成金の上限額について理解し、交付決定は助成金額を確定しているものではないことを了承している。
(8)	<b>免責</b> 公社は、申請者、手続代行者、施工会社等の間で生じる問題に関して関与しないことを了承している。 また、区分所有者全員で構成される団体等の内部で生じる問題についても同様とする。
(9)	<b>現地調査等の協力</b> 助成事業が事業の目的に適切に公正に実施されているかを判断するための現地調査等に協力することを了承している。
(10)	<b>手続代行者への連絡</b> 公社が発行する各種書類が、申請者又は共同申請者へ通知されたことを公社は手続代行者へも連絡する場合があることについて、了承している。
(11)	<b>交付要綱等の遵守</b> 本事業の交付要綱その他法令の規程を遵守することを了承している。
(12)	<b>対象設備を設置する住宅等の所有者の承諾について</b> 申請者は、申請者本人以外の住宅等所有者がいる建物に対象設備を設置する場合、当該建物の全ての所有者の承諾を得ている。
(13)	<b>暴力団排除に関する誓約事項</b> 本事業の交付要綱の規定に基づく助成金の交付申請を行うに当たり、当該申請により助成金等の交付を受けようとする者(法人その他の団体にあっては、代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員を含む。)が交付要綱に規定する助成対象者に該当し、将来にわたっても該当するよう法令等を遵守することをここに誓約いたします。 また、この誓約に違反又は相違があり、本事業の交付要綱の規定により助成金交付決定の全部又は一部の取消しを受けた場合において、本事業の交付要綱に規定する助成金の返還を請求されたときは、これに異議なく応じることを誓約いたします。 あわせて、貴公社又は東京都が必要と認めた場合には、暴力団員等であるか否かの確認のため、警視庁へ照会がなされることに同意いたします。
(14)	<b>手続代行者に関する誓約事項</b> ●本事業の交付要綱の規定に基づき、助成対象者から交付申請に係る手続の代行を依頼された者(以下「手続代行者」という。)は、各号に該当せず、将来にわたっても該当しないよう法令等を遵守することをここに誓約いたします。 ●貴公社又は東京都が必要と認めた場合には、暴力団員等であるか否かの確認のため、警視庁へ照会がなされることに同意いたします。 ●手続代行者は、交付要綱及びその他公益財団法人東京都環境公社が定める交付申請等に係る全ての要件を理解し、申請者及び共同申請者と連携を回り、事業を円滑に推進できるよう努めることを誓約いたします。 ●手続代行者が行う手続きについての調査より、手続代行者が交付要綱の規定に従って手続を遂行していないと認められ、代行の停止を求められたときは、これに異議なく応じることに同意いたします。
(15)	<b>専属的合意管轄裁判</b> 申請に係る申請者と公社との訴訟については、東京簡易裁判所又は東京地方裁判所を専属的合意管轄裁判所とします。
(16)	<b>注意事項</b> ●提出いただいた申請書及び添付書類は返却いたしません。 ●申請者の住所等の変更について、申請者が公社に対し連絡を行わなかったために、公社が発送する通知書その他送付書類の到達が遅延し、又は到達しなかった場合でも、当該通知書その他送付書類(公社に返送されたものは除きます。)は、通常到達すべき時に申請者に到達したものとみなします。 ●申請に関して不明な点は、申請の手引を参照ください。
(17)	<b>設置施工の安全性確保について</b> 申請者は、対象機器が立地上又は構造上危険がないことを確認した上で申請している。また、公社が求めた場合には、安全性等を確認する書類の提出に応じることを誓約いたします。

※この同意書における「暴力団関係者」とは、次に掲げる者をいう。

- ・暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する法人等に所属する者 ・暴力団員を雇用している者
- ・暴力団又は暴力団員を不当に利用していると認められる者 ・暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していると認められる者
- ・暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者

全ての項目を確認していただき、  
同意の上チェックをしてください。

同意日	西暦 2022 年 7 月 1 日
<input checked="" type="checkbox"/>	以上の内容に同意し、本申請を行うことを誓約します。 この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、一切異議は申し立てません。 (手続代行者が申請する場合には、以上の誓約事項を助成申請者に説明し、同意を得た上で申請してください。)

第2-1号様式(共同申請用) —記入例—

(第2-1号様式)

(1/3)

共同申請用
太陽光発電システム

会社使用欄	交付決定番号	
-------	--------	--

記入日	西暦	2022年9月8日
-----	----	-----------

公益財団法人 東京都環境公社 理事長 殿

家庭における蓄電池導入促進事業  
助成金交付申請書(共同申請用)

公益財団法人東京都環境公社が定める各事業の助成金交付要綱に同意のうえ、下記のとおり申請します。

記

1 会社(クール・ネット東京)への申請状況

太陽光発電システムのみでの申請はできません。同時に申請する事業の一つチェック(✓)を入れてください。

各事業の助成対象機器・設備は「新規に同時に設置する」または「既に設置済みである」のいずれか一つ要件を満たす必要があります。チェック(✓)を入れてください。

助成事業	<input type="checkbox"/>	既存住宅における省エネ改修促進事業	(高断熱窓・ドアを	<input type="checkbox"/>	新規に同時に設置する	<input type="checkbox"/>	既に設置済み)
	<input checked="" type="checkbox"/>	家庭における蓄電池導入促進事業	(蓄電池を	<input type="checkbox"/>	新規に同時に設置する	<input checked="" type="checkbox"/>	既に設置済み)
	<input type="checkbox"/>	電気自動車等の普及促進事業	(V2Hを	<input type="checkbox"/>	新規に同時に設置する	<input type="checkbox"/>	既に設置済み)
	<input type="checkbox"/>	熱と電気の有効利用促進事業	(エコキュートを	<input type="checkbox"/>	新規に同時に設置する	<input type="checkbox"/>	既に設置済み)
	<input type="checkbox"/>	賃貸住宅省エネ改修先行実装事業	(高断熱窓・ドアを	<input type="checkbox"/>	新規に同時に設置する		

2 東京都及び会社(クール・ネット東京)の他助成金への申請状況

助成対象機器(太陽光発電システム)について、東京都及び会社の助成金も交付を重複して受けていないことが必要です。確認後、下記にチェック(✓)を入れてください。

確認事項	以下の事業について、重複申請はしていません。
<input checked="" type="checkbox"/>	東京ゼロエミ住宅導入促進事業 含むその他 東京都と公社が実施する事業

3 助成申請者となる対象機器の所有者(リース事業者等)に関する情報

(i) 助成申請者となる対象機器の所有者(リース事業者等)、及びリース契約内容等について記入してください。

(ii) 対象機器所有者の実在性を確認するため、本申請書と併せて、対象機器所有者の実在証明書類を提出していただきます。

このため、本欄記入事項と実在証明書類の記入内容が一致していることを確認してください。

◆公社は、本欄に記入された氏名及び住所に対して、交付決定通知書等を送付します。

リース事業者の情報を記入してください。

対象機器所有者 事業者名	フリガナ	カブシキガイシャクールネットトウキョウ		電話番号(※)	0123-456-7890
		株式会社クール・ネット東京		電子メールアドレス	aaaa @ aaa.co.jp
代表者	役職名	代表取締役		フリガナ	クールネット タロウ
				氏名	クールネット 太郎
部署名		環境部		担当者名	クールネット 花子
対象機器所有者 所在地	〒	012	-	3456	(マンション・アパート名・部屋番号まで必ずご記入ください。)
		東京	都道府県	新宿	区市町村

(※)電話番号は、日中連絡がとりやすい直通番号等を必ず記入してください。

4 対象機器の使用者に関する情報

(i) 対象機器使用者に関する情報を確認するため、個人の場合は運転免許証(申請者の氏名・住所が確認できるもの)の写し等、申請者本人確認書類、

法人の場合は、法人申請者の実在証明書類を提出していただきます。

このため、本欄記入事項と申請者本人確認書類または実在証明書類の記載内容が一致していることを確認してください。

(ii) 都内の住宅に設置されることを確認するため、設置機器の見積書等に記入のある設置住所と一致していることを確認してください。

(iii) 対象機器の使用者を代表する方について、氏名を記入してください。

リース使用者の情報を記入してください。

対象機器使用者代表者氏名 又は法人名 又は管理組合名	フリガナ	カンキョウ タロウ		電話番号	0123-456-7890
		環境 太郎		電子メールアドレス	aaaa @ aaa.co.jp
法人代表者 役職名 (法人のみ)				フリガナ	
				法人代表者氏名 (法人のみ)	
対象機器を 設置する建物の 住所	〒	001	-	1234	(マンション・アパート名・部屋番号まで必ずご記入ください。)
		東京	都	墨田区	区市町村

5 設置予定の太陽光発電システムに関する情報

太陽光発電システムの新設を助成条件としています。

	該当する項目に一つチェック(✓)を入れてください。
(1) 電力を供給する住宅の種別	<input checked="" type="checkbox"/> 戸建住宅 <input type="checkbox"/> 集合住宅（住戸専有部）(※) <input type="checkbox"/> 集合住宅（住戸共用部）(※) (※)集合住宅の場合、申請する棟数の合計を記入してください。 集合住宅 総棟数                      棟
(2) 太陽光発電システム設置状況	(i) 確認後、下記にチェック(✓)を入れてください。 <input checked="" type="checkbox"/> 設置予定の太陽光発電システムは(5)の住所の住宅に設置する予定である (庭やカーポート等からの引き込みは対象外となります。) (ii) 確認後、下記にチェック(✓)を入れてください。 <input checked="" type="checkbox"/> 設置予定の太陽光発電システムは既存のシステムの一部として増設するものではない (太陽光発電システムの新設を助成条件としています。) (iii) 該当する項目に一つチェック(✓)を入れてください。 <input type="checkbox"/> (ア) 住宅建築と同時に設置する（新築単価） <input checked="" type="checkbox"/> (イ) 住宅建築後に設置する（既存単価）
(3) 太陽光発電システム発電出力	(i) 太陽光発電システム設置概要書(指定様式)の太陽光発電システム発電出力(e)の値を転記してください。 <div style="text-align: center; font-size: 1.2em;">5.00</div> kW
(4) 太陽光発電システム助成金算定額	(i) 太陽光発電システム設置概要書(指定様式)の太陽光発電システム助成金算定額(h)の値を記入してください。 <div style="text-align: center; font-size: 1.2em;">600,000</div> 円（千円未満切捨）
(5) 太陽光発電システム購入予定金額	(i) 見積書等の太陽光発電システム設置に係る費用(機器費と工事費の合計)を記入してください。 <div style="text-align: center; font-size: 1.2em;">1,000,000</div> 円（税抜）
(6) 太陽光発電システム助成申請金額(※)	<div style="text-align: center; font-size: 1.2em;">600,000</div> 円（千円未満切捨）
(※)太陽光発電システム助成金は、助成対象経費(太陽光発電システムの設置に係る機器費と工事費)を超えない範囲で、リース契約予定年月日・契約予定期間を記入してください。	
(7) リース契約予定年月日	(i) 太陽光発電システムのリース契約予定日を記入してください。 (ii) 契約日は交付決定をした日より後である必要があります。 西暦 2022 年 12 月 1 日
(6) リース契約予定期間	西暦 2022 年 12 月 1 日 ~ 2032 年 12 月 1 日

＜誓約事項＞ ※必ず申請者・手続代行者共に以下の内容をお読みいただき、文末の欄に(✓)チェックを入れてください。

私は、公益財団法人東京都環境公社(以下「公社」という。)に対して、助成金の交付申請時、助成事業の実施期間内及び完了後においても、以下の事項について誓約いたします。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、一切異議は申し立てません。

(1)	<b>交付申請</b> 本事業の交付要綱及びその他公社が定める交付申請等に係る全ての要件を理解している。 なお、公社が審査した結果、助成金の交付対象にならない場合があることを承知している。 また、手続代行者がいる場合は手続代行者も含め、提出前に必ず申請書をコピーし、控えている。
(2)	<b>助成対象者</b> 過去に税金の滞納があるもの、刑事上の処分を受けているものその他の公的資金の交付先として社会通念上適切でないと認められる者でない。
(3)	<b>交付決定前の事業着手の禁止</b> 交付決定通知書を受領する前に本事業の契約又は工事に着手した場合には、助成金の交付対象とならないことを了承している。
(4)	<b>他の助成金等の受給</b> 助成対象経費について、本助成金以外に都又は公社から交付される助成金等を受給できないこと、また区市町村から交付される助成金等(原資に都費を含むものに限る。)を受給できないことを理解している。
(5)	<b>申請の無効</b> 申請書及び添付書類一式について責任を持ち、虚偽、不正の記載が一切ないことを確認している。 万が一、違反する行為が発生した場合の罰則等を理解し、了承している。
(6)	<b>個人情報の利用</b> 本事業における個人情報の利用目的について理解し、了承している。
(7)	<b>交付決定</b> 助成率及び助成金の上限額について理解し、交付決定は助成金額を確定しているものではないことを了承している。
(8)	<b>免責</b> 公社は、申請者、手続代行者、施工会社等の中で生じる問題に関して関与しないことを了承している。 また、区分所有者全員で構成される団体等の内部で生じる問題についても同様とする。
(9)	<b>現地調査等の協力</b> 助成事業が事業の目的に適切に公正に実施されているかを判断するための現地調査等に協力することを了承している。
(10)	<b>手続代行者への連絡</b> 公社が発行する各種書類が、申請者又は共同申請者へ通知されたことを公社は手続代行者へも連絡する場合があることについて、了承している。
(11)	<b>交付要綱等の遵守</b> 本事業の交付要綱その他法令の規程を遵守することを了承している。
(12)	<b>対象設備を設置する住宅等の所有者の承諾について</b> 申請者は、申請者本人以外の住宅等所有者がいる建物に対象設備を設置する場合、当該建物の全ての所有者の承諾を得ている。
(13)	<b>暴力団排除に関する誓約事項</b> 本事業の交付要綱の規定に基づく助成金の交付申請を行うに当たり、当該申請により助成金等の交付を受けようとする者(法人その他の団体にあっては、代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員を含む。)が交付要綱に規定する助成対象者に該当し、将来にわたっても該当するよう法令等を遵守することをここに誓約いたします。 また、この誓約に違反又は相違があり、本事業の交付要綱の規定により助成金交付決定の全部又は一部の取消しを受けた場合において、本事業の交付要綱に規定する助成金の返還を請求されたときは、これに異議なく応じることを誓約いたします。 あわせて、貴公社又は東京都が必要と認めた場合には、暴力団員等であるか否かの確認のため、警視庁へ照会がなされることに同意いたします。
(14)	<b>手続代行者に関する誓約事項</b> ●本事業の交付要綱の規定に基づき、助成対象者から交付申請に係る手続の代行を依頼された者(以下「手続代行者」という。)は、各号に該当せず、将来にわたっても該当しないよう法令等を遵守することをここに誓約いたします。 ●貴公社又は東京都が必要と認めた場合には、暴力団員等であるか否かの確認のため、警視庁へ照会がなされることに同意いたします。 ●手続代行者は、交付要綱及びその他公益財団法人東京都環境公社が定める交付申請等に係る全ての要件を理解し、申請者及び共同申請者と連携を図り、事業を円滑に推進できるよう努めることを誓約いたします。 ●手続代行者が行う手続きについての調査より、手続代行者が交付要綱の規定に従って手続を遂行していないと認められ、代行の停止を求められたときは、これに異議なく応じることに同意いたします。
(15)	<b>専属的合意管轄裁判</b> 申請に係る申請者と公社との訴訟については、東京簡易裁判所又は東京地方裁判所を専属的合意管轄裁判所とします。
(16)	<b>注意事項</b> ●提出いただいた申請書及び添付書類は返却いたしません。 ●申請者の住所等の変更について、申請者が公社に対し連絡を行わなかったために、公社が発送する通知書その他送付書類の到達が遅延し、又は到達しなかった場合でも、当該通知書その他送付書類(公社に返送されたものは除きます。)は、通常到達すべき時に申請者に到達したものとみなします。 ●申請に関して不明な点は、申請の手引を参照ください。
(17)	<b>設置施工の安全性確保について</b> 申請者は、対象機器が立地上又は構造上危険がないことを確認した上で申請している。また、公社が求めた場合には、安全性等を確認する書類の提出に応じることを誓約いたします。

※この同意書における「暴力団関係者」とは、次に掲げる者をいう。

- ・暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する法人等に所属する者 ・暴力団員を雇用している者
- ・暴力団又は暴力団員を不当に利用していると認められる者 ・暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していると認められる者
- ・暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者

同意日	西暦 2022 年 7 月 1 日
<input checked="" type="checkbox"/>	以上の内容に同意し、本申請を行うことを誓約します。 この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、一切異議は申し立てません。 (手続代行者が申請する場合には、以上の誓約事項を助成申請者に説明し、同意を得た上で申請してください。)

### 4.3 太陽光発電システム設置概要書 一記入例一

(指定様式)

#### 太陽光発電システム設置概要書

申請者	環境 太郎
-----	-------

(1) 該当する項目に1つチェック(✓)を入れてください。

<input checked="" type="checkbox"/> 交付申請	<input type="checkbox"/> 実績報告
--	-------------------------------

←水色部分を入力してください。

←網掛け部分は自動計算されます。 系列1

(2) 太陽光発電システムに関する情報を記入してください。

太陽電池モジュール	メーカー名	株式会社XXXXXXXX					
	No	型式名	公称最大出力		使用枚数		
	1	A254XXX01	254	W ×	1 枚	=	254 W
	2	A180XXX02	180	W ×	4 枚	=	720 W
	3	A130XXX03	130	W ×	3 枚	=	390 W
	4	A130XXX04	130	W ×	3 枚	=	390 W
	5			W ×	枚	=	W
6			W ×	枚	=	W	
太陽電池モジュールの合計出力(kW)が自動計算されます。						合計値(W)	1,754 W
合計出力 (c)		1,754	kW	合計値(W)÷1000			
パワーコンディショナー	メーカー名	株式会社XXXXXXXX					
	型式名	A40XX01	※パワコンの型式・定格出力は、メーカーのカタログに記載されているとおり記入してください。				
	定格出力 (d)	4,000	kW	太陽光発電システムの発電出力が自動計算され、以下のいずれか小さい値となります。 ・太陽電池モジュール公称最大出力(c) ・パワーコンディショナー定格出力(d)			
太陽光発電システム 発電出力 (I)		1,754	kW				
(*) 太陽光発電システム 発電出力 (e)		6.10	kW	(I)、(II)、(III)の合計値 小数点以下第3位を四捨五入			

(\*) 太陽光発電システムの発電出力は50kW未満が助成対象となります。

複数系列(系列1~系列3)の場合に入力されたものを含めた合計値が自動計算されます。

(3) 太陽光発電システム助成可能金額算定

ア または イのいずれか該当するほう一つにチェックをいれてください。

<input checked="" type="checkbox"/> ア 住宅建築と同時に設置する場合 (新築単価)		
太陽光発電システム発電出力 (e)	3.60 kW 以下	3.60 kW を超える
助成金額の単価 (f)	120,000 円	100,000 円
1棟当たりの助成金額の上限 (a)	360,000 円	4,999,000 円
<input type="checkbox"/> イ 住宅建築後に設置する場合 (既存単価)		
太陽光発電システム発電出力 (e)	3.75 kW 以下	3.75 kW を超える
助成金額の単価 (f)	150,000 円	120,000 円
1棟当たりの助成金額の上限 (a)	450,000 円	5,998,800 円
太陽光発電システム発電出力×助成金額の単価 (b)		610,000 円
太陽光発電システム助成可能金額 (a) または (b)のうち、小さい額 (g)		610,000 円

太陽光発電システムの発電出力(e)の値によって、自動計算されます。

太陽光発電システム助成申請算定金額 (千円未満切捨) (h)	610,000 円
--------------------------------	-----------

(指定様式)

申請者: 環境 太郎

太陽光発電システム設置概要書

※複数系列の場合

パワーコンディショナーが複数台ある場合、系列毎に以下に記入してください。

本シートの太陽光発電システム発電出力の値が「(指定様式)太陽光発電システム設置概要書」1シート目の太陽光発電システム発電出力(h)に合算されます。

パワーコンディショナーが複数台ある場合は、2台目以降を本シートに記入してください。

系列2

太陽電池モジュール	メーカー名	株式会社XXXXXXXX									
	型式名 公称最大出力 使用枚数	No	型式名	公称最大出力			使用枚数				
		1	B254XXX01	254	W	×	3	枚	=	762	W
		2	B180XXX02	180	W	×	10	枚	=	1,800	W
		3	B130XXX03	130	W	×	3	枚	=	390	W
		4	B130XXX04	130	W	×	3	枚	=	390	W
		5			W	×		枚	=		W
		6			W	×		枚	=		W
合計値(W)									3,342	W	
合計出力 (c)		3,342	kW		合計値(W)÷1000						
パワーコンディ	メーカー名	株式会社XXXXXXXX									
	型式名	B30XX01									
	定格出力 (d)	4,200	kW								
太陽光発電システム 発電出力 (II)		3,342	kW		(c)又は(d)の値のうち、いずれか小さい値						

系列3

太陽電池モジュール	メーカー名	株式会社XXXXXXXX									
	型式名 公称最大出力 使用枚数	No	型式名	公称最大出力			使用枚数				
		1	B100XXX05	100	W	×	1	枚	=	100	W
		2	B100XXX06	100	W	×	1	枚	=	100	W
		3	B100XXX07	100	W	×	1	枚	=	100	W
		4	B100XXX08	100	W	×	1	枚	=	100	W
		5	B100XXX09	100	W	×	1	枚	=	100	W
		6	B100XXX10	100	W	×	5	枚	=	500	W
合計値(W)									1,000	W	
合計出力 (c)		1,000	kW		合計値(W)÷1000						
パワーコンディ	メーカー名	株式会社XXXXXXXX									
	型式名	B30XX01									
	定格出力 (d)	4,000	kW								
太陽光発電システム 発電出力 (III)		1,000	kW		(c)又は(d)の値のうち、いずれか小さい値						

#### 4.4 本人確認書類（交付申請）

- 個人の本人確認書類は、以下の書類のうちいずれか一つの写しを提出してください。
- 公社で申請を受付けた時点で有効期限内であることが必須となります。
- なお、申請書本人の氏名・住所の内容がはっきりと確認できるものとしてください。
  - ① 運転免許証（表面のコピー、表面の住所・氏名に変更がある場合は裏面のコピーも提出）
  - ② 健康保険証（後期高齢者医療被保険者証）  
保険者番号、記号・番号、二次元バーコードはマスキング（黒塗り）すること。
  - ③ 住民基本台帳カード
  - ④ 日本国パスポート（住所の記載がない場合は受付不可）
  - ⑤ 外国人登録証明書、在留カード、又は特別永住者証明書
  - ⑥ 身体障がい者手帳
  - ⑦ 療育手帳
  - ⑧ 精神障がい者保健福祉手帳
  - ⑨ 運転経歴証明書
  - ⑩ マイナンバー個人番号カード（裏面は不要）  
マイナンバーはマスキングすること。

※ 現住所・氏名の記載であること。

※ 氏名と住所が記載された面（頁）が分かれている場合は、両方の面（頁）が必要です。

※ 日本で発行されたものであること。

※マスキングの例

健康保険 本人（被保険者） ○○○○  
被保険者証 ○○年○○月○○日交付

記号 ■■■■■■ 番号 ■■■■■■

氏名 □□ □□  
生年月日 □□ ○○年 ○○月 ○○日  
性別 △  
資格取得年月日 ○○年 ○○月 ○○日

事業所名称 □□ 会社

保険者番号 ■■■■■■  
保険者名称 全国健康保険協会 □□支部  
保険者所在地 □□市□□町□丁目○○番地

印

2次元バーコードが記載されている場合は2次元バーコード部分も黒塗り

#### 4.5 実在証明書類（交付申請）

- 法人の実在証明書類は、以下の書類のうちいずれか一つの写しを提出してください。
  - ① 商業登記の現在事項証明書
  - ② 商業登記の履歴事項証明書
  - ③ 法人印の印鑑登録証明書
- 受付日時点で発行日から 6か月以内のものであること

## 4.6 太陽光発電システムの見積書（交付申請）

以下の内容が記載されている見積書を提出してください。

- ① 発行者（販売事業者等）の社名、捺印
- ② 宛先（注文者）に申請者の宛名が記載されている
- ③ 設置場所住所
- ④ 太陽光発電システム設置に係る費用（機器費、工事費）※税抜
- ⑤ モジュールの「型式名」
- ⑥ パワーコンディショナーの「型式名」
- ⑦ ハイブリッド・トライブリッドのパワーコンディショナーの場合には、パワーコンディショナーに係る費用を太陽光分とそれ以外で按分し、パワーコンディショナー太陽光按分費として記載してください。

※上記項目が記載されている見積書の提出ができない場合は、公社の指定様式を作成し社判を押印のうえ、提出してください。

## 4.7 助成対象住宅の登記事項証明書（交付申請）

- 太陽光発電システムを住宅建築後に設置する（既存単価）場合に助成対象住宅の登記事項証明書を提出してください。
- 法務局の公印があるもの。（登記情報提供サービスで取り寄せたものは不可）
- 受付日時点で発行日から6か月以内のもの
- 全部事項証明書または現在事項証明書

※交付申請時に提出できない場合、太陽光の助成金は「新築単価」が適用されます。

※助成対象住宅が建替えの場合、確認のため、実績報告時に再度、建物登記事項証明書を提出いただく場合があります。

### 建物登記簿謄本（サンプル）

表題部（主である建物の表示）		調製	[余白]		不動産番号
所在図番号		[余白]			
所在		[余白]			
家屋番号		[余白]			
① 種類	② 構造	③ 床面積 m <sup>2</sup>			原因及びその日付〔登記の日付〕
居宅	軽量鉄骨造陸屋根3階建	1階	127	94	平成22年3月31日新築 〔平成22年6月17日〕
		2階	126	85	
		3階	115	81	
所有者					

権利部（甲区）（所有権に関する事項）			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	所有権保存		

権利部（乙区）（所有権以外の権利に関する事項）			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1(あ)	抵当権設定		
1(イ)	抵当権設定		

これは登記記録に記録されている事項の全部を証明した書面である。

平成 年 月 日

登記官

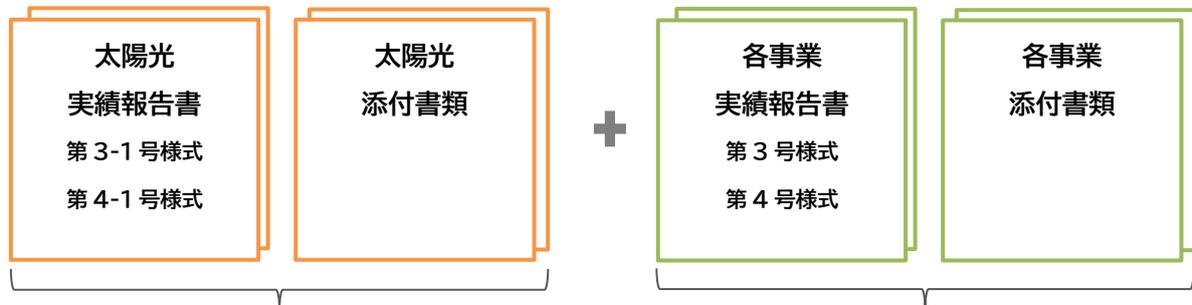
公印

\* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

## 5. 実績報告

太陽光の実績報告は、以下 (A) または (B) のいずれかになります。いずれの場合も、太陽光の提出書類は同じです。太陽光の提出書類は、次のページ以降をご確認ください。

### (A) (太陽光は上乗せ補助として申請) 各事業の助成対象機器・設備を「新規に同時に設置」

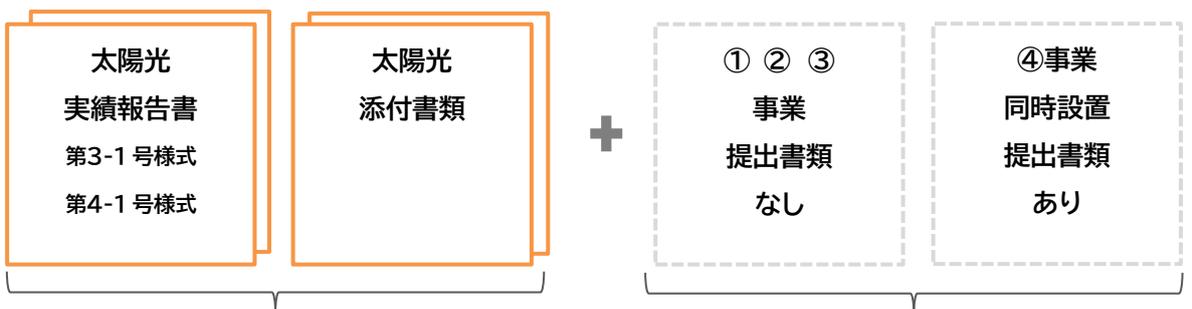


(d)太陽光の実績報告に必要な書類

(e)各事業の実績報告に必要な書類  
(太陽光を同時設置の場合)

- ① 既存住宅における省エネ改修促進事業
  - ② 家庭における蓄電池導入促進事業
  - ③ 電気自動車等の普及促進事業 (V2H)
  - ④ 賃貸住宅省エネ改修先行実装事業
- ※各事業の手引きをご確認ください。

### (B) (太陽光は単独設置として申請) 各事業の助成対象機器・設備を「既に設置」



(d)太陽光の実績報告に必要な書類

(f)各事業の必要な書類  
(太陽光を単独設置の場合)

- ① 既存住宅における省エネ改修促進事業
  - ② 家庭における蓄電池導入促進事業
  - ③ 電気自動車等の普及促進事業 (V2H)
  - ④ 熱と電気の有効利用促進事業 (エコキュート)
- ※各事業の手引きをご確認ください。

太陽光助成金の交付決定の通知を受ける助成対象者（以下、「助成対象者」という。）は、次の表の第一欄に規定する助成対象者の種別に応じて、当該第二欄に掲げる書類を、公社に提出してください。

助成対象者又は助成対象者から依頼された手続代行者の方は、太陽光のホームページから申請に必要な様式をダウンロードしていただき、必要事項の入力や、貼付台紙への貼付を行ってください。

第一欄 申請者 = 対象機器の購入者(所有者)	第二欄 申請書類
<p><b>個人または法人である所有者</b>            個人:個人の賃貸マンションオーナー            法人:社宅の法人オーナー            法人の賃貸マンションオーナー等</p>	<p>1) 第3-1号様式（個人・法人用） 太陽光発電システム 助成金実績報告書</p> <p>2) 実績報告 提出書類リストに記載の書類※</p>
<p><b>個人または法人に貸与する貸与者</b>            (リース等の事業者等との共同申請)</p>	<p>1) 第4-1号様式（共同申請用） 太陽光発電システム 助成金実績報告書</p> <p>2) 実績報告 提出書類リストに記載の書類※</p>

※申請書に添付する書類が A4 サイズでない場合は、専用の貼付台紙を使用して提出ください。

## 5.1 実績報告 提出書類リスト

### 太陽光発電システム実績報告 提出書類リスト

- ✓ 本チェックリストは、代表的な確認項目について掲載しています。提出書類は、本チェックリストに加え、太陽光の手引き及び各事業の交付要綱・手引きを必ず確認のうえ、提出してください。
- ✓ 提出書類は、A4の用紙に片面印刷をお願いします。（両面印刷は不可）
- ✓ 申請書に添付する書類が A4 サイズでない場合は、専用の貼付台紙を使用して提出ください。

○：提出必須 △：該当者のみ提出 -：提出不要

No	提出形態	書類名	申請者種別			提出	チェック欄	確認事項
			個人	法人	共同			
1	第3-1号様式 第4-1号様式	太陽光発電システム 助成金実績報告書	○	○	○	必須	□	<ul style="list-style-type: none"> <li>■申請者が【個人・法人】の場合、【個人法人】第3-1号様式を使用すること</li> <li>■申請者が【リース事業者】の場合、【共同申請】第4-1号様式を使用すること</li> <li>■太陽光発電システム購入金額が助成対象経費と一致していること</li> <li>■太陽光発電システム設置日が領収書の日付と一致していること</li> </ul>
2	指定様式	太陽光発電システム 設置概要書	○	○	○	必須	□	<ul style="list-style-type: none"> <li>■設置したモジュール・パワコンのメーカー名・型式名・出力を全て記載している</li> <li>■モジュールは、JETPvm認証または海外認証機関による認証を受けている</li> <li>■パワコンの定格出力は、メーカーのカatalogに記載されているものである</li> </ul>
3	コピー	太陽光発電システムの設置に係る 工事請負契約書 または 売買契約書	○	○	-	必須	□	<ul style="list-style-type: none"> <li>■以下の内容が記載されていること</li> <li>① 契約締結日</li> <li>② 契約者名（助成対象者であること）</li> <li>③ 工事内容</li> <li>④ 発行者</li> <li>⑤ 発行会社印</li> <li>※ 売買契約書等の日付は交付申請した日より後(公社が受付をした日)のものであること。</li> <li>※ 契約変更等で契約書が複数ある場合は、対象機器が入っている最終の契約書を提出すること。</li> <li>※ 停止条件付契約の取扱いがある場合は、当該記載のある箇所の写しを提出すること。</li> </ul>
4	コピー/ 参考様式	領収書の写し 及び 領収書の内訳	○	○	○	必須	□	<ul style="list-style-type: none"> <li>■以下の内容が記載されていること</li> <li>① 宛名（助成申請者名であること）</li> <li>② 領収金額</li> <li>③ 助成対象経費※太陽光発電システムの設置に係る費用(機器費及び工事費、税抜)</li> <li>④ 設置場所住所</li> <li>⑤ 領収日</li> <li>⑥ 発行者（販売事業者）名</li> <li>⑦ 発行者（販売事業者）捺印</li> <li>⑧ 収入印紙及び割印（消印）</li> <li>■上記の記載がない場合、公社の定める様式で領収書の内訳を作成すること。</li> <li>■領収書の日付が令和4年4月1日より後のものであること</li> <li>■領収書の日付が交付申請をした日より後のものであること</li> <li>※領収書に収入印紙がなく、目付、クレジット支払いである事が明確でない場合は、併せてクレジットの契約書等の写しが必要。また債務が完了されるまで当該機器等の所有権がクレジット会社に留保される契約の場合、当該記載のあるクレジット契約書等の写しが必要。なお、電子領収書で収入印紙がない場合、電子領収書であることを明記すること。</li> </ul>
5	コピー	太陽光発電システムの保証書	○	○	○	必須	□	<ul style="list-style-type: none"> <li>購入時又は設置時に受領した太陽光発電システム（モジュール及びパワーコンディショナー）の保証書の写しを提出してください。</li> <li>① 使用者控え（お客様控え等）</li> <li>② 製造者名（メーカー名）</li> <li>③ 型式</li> <li>④ 保証開始日、引渡日等の記載があるもの</li> <li>※モジュール 「モジュール保証書」又は「出力対比表」において、上記が①～④が確認できること</li> <li>※パワーコンディショナー 「パワーコンディショナー保証書」又は「検査成績書」等において、上記が①～④が確認できること</li> <li>上記①～④が確認できない場合 ⇒機器の仕様わかる書類と併せて「【参考様式】助成対象機器が新品かつ未使用品であることの証明書」を提出すること</li> </ul>
6	コピー/ 原本	モジュールの出力対比表	△	△	△	モジュールの保証書において 必要項目が確認できない場合	□	<ul style="list-style-type: none"> <li>■モジュールのメーカーが発行する出力対比表を提出すること</li> <li>※申請者名の記載がない場合は、空欄に対象システムの販売を行った者が申請者の氏名を補記してください。</li> <li>■メーカーが発行していない場合、出力対比表を作成し、提出すること 以下を記載してください。</li> <li>① 申請者名</li> <li>② 販売店名</li> <li>③ 製造メーカー</li> <li>④ モジュール型式</li> <li>⑤ 1枚当たりの公称最大出力（ワット）</li> <li>※ 複数の型式を設置される場合は、型式別に用紙を変えて添付してください。</li> <li>※ 梱包に同梱されている製造番号の写し（バーコード）を併せて提出してください。</li> </ul>
7	コピー	接続契約のご案内	○	○	○	必須	□	<ul style="list-style-type: none"> <li>■太陽光発電システムの系統連系に伴う電力会社との契約締結後のもの</li> </ul>

8	原本	住宅の全景写真（カラー）	○	○	○	必須	□	<p>■新築単価及び既存単価で申請のどちらの場合も提出すること</p> <p>① 1階部分から建物全体（正面玄関側）を撮影すること</p> <p>② 建物の立地や建築構造上、1枚に収まりきらない場合、複数に分かれても可</p> <p>③ 全景写真では、助成対象機器が写っていない可</p> <p>④ 写真は、カラー写真又はカラー印刷したもの</p> <p>⑤ 写真の大きさは、サービス判（Lサイズ127×89mm）以上のもの</p> <p>※ 日没後撮影等で建物の全景がはっきりと確認できない場合や居住用の住宅かどうか確認できない場合は、再度撮影を依頼する可能性があります。</p> <p>※ Googleマップ等、web上の地図の写しでの提出は認められません。</p>
9	原本	モジュール設置完了後の写真（カラー）	○	○	○	必須	□	<p>① モジュールを設置した屋根のすべての設置面を撮影すること</p> <p>② 1枚の写真におさまらない場合は、複数枚撮影すること</p> <p>③ 写真は、カラー写真またはカラー印刷したもの</p>
10	コピー	モジュールの割付図	○	○	○	必須	□	<p>■太陽電池モジュールの配置図等でモジュールの枚数が分かるもの</p> <p>■枚数は、太陽光発電システム設置概要書・保証書等と一致していること</p>
11	コピー	口座情報の写し	○	○	○	必須	□	<p>■振込口座情報の以下の項目が記載されているものの写し</p> <p>① 金融機関名（コード）</p> <p>② 支店名（コード）</p> <p>③ 預金種類</p> <p>④ 口座番号</p> <p>⑤ カタカナの口座名義人氏名（※助成金申請者と同一の口座名義であること）</p>
12	コピー	リース等契約証明書	-	-	○	共同申請の場合	□	<p>■以下の内容が記載されていること</p> <p>① 発行者名と会社印</p> <p>② 使用者氏名と捺印</p> <p>③ 設置場所住所</p> <p>④ サービス開始日および終了日</p> <p>⑤ リース等期間</p> <p>■ リース等契約書の契約日が交付決定をした日より後のものであること</p> <p>■ リース等の契約において元金（助成対象経費）から助成金相当分を減額した金額で算出されていること</p> <p>■ 停止条件付契約の取扱がある場合は当該記載のある個所の写しが必要</p>
13	原本/ コピー	その他会社が必要と認める書類	△	△	△			<p>■必要事項の確認のため、別途資料及び書類の提出をお願いする場合があります</p>

## 5.2 実績報告書

### 第3-1号様式（個人法人用）—記入例—

(第3-1号様式)

(1/2)

個人・法人用 太陽光発電システム	リース事業者の場合は様式が異なります。	公社使用欄 交付決定番号
公益財団法人 東京都環境公社 理事長 殿		記入日 西暦 2022 年 9 月 8 日

#### 既存住宅における省エネ改修促進事業 助成金実績報告書(個人・法人用)

公益財団法人東京都環境公社が定める各事業の助成金交付要綱に同意のうえ、下記のとおり申請します。

記

#### 1 公社(クール・ネット東京)への申請状況

太陽光発電システムのための申請はできません。同時に申請する事業の一つチェック(✓)を入れてください。

各事業の助成対象機器・設備は「新規に同時に設置する」または「既に設置済みである」のいずれか一つ要件を満たす必要があります。チェック(✓)を入れてください。

申請時に(第1-1号様式)に☑を入れた事業に☑を入れてください。

助成事業	<input checked="" type="checkbox"/> 既存住宅における省エネ改修促進事業 (高断熱窓・ドアを <input type="checkbox"/> 新規に同時に設置 <input checked="" type="checkbox"/> 既に設置済み)
	<input type="checkbox"/> 家庭における蓄電池導入促進事業 (蓄電池を <input type="checkbox"/> 新規に同時に設置 <input type="checkbox"/> 既に設置済み)
	<input type="checkbox"/> 電気自動車等の普及促進事業 (V2Hを <input checked="" type="checkbox"/> 新規に同時に設置 <input type="checkbox"/> 既に設置済み)
	<input type="checkbox"/> 熱と電気の有効利用促進事業 (エコキュートを <input type="checkbox"/> 新規に同時に設置 <input type="checkbox"/> 既に設置済み)
	<input type="checkbox"/> 賃貸住宅省エネ改修先行実装事業 (高断熱窓・ドアを <input type="checkbox"/> 新規に同時に設置)

#### 2 東京都及び公社(クール・ネット東京)の他助成金への申請状況

助成対象機器(太陽光発電システム)について、東京都及び公社の助成金の交付を重複して受けていないことが必要です。確認後、下記にチェック(✓)を入れてください。

確認事項	以下の事業について、重複申請はしていません。
<input checked="" type="checkbox"/>	東京ゼロエミ住宅導入促進事業 含むその他 東京都と公社が実施する事業

#### 3 助成申請者に関する情報

(i)実績報告時の添付書類である対象機器に係る領収書の宛先(注文者)は、下記の助成申請者の氏名が記入されているものに限ります。

(ii)助成金交付決定通知書に記載されている交付決定番号を記入してください。

「助成金交付決定通知書」の交付決定番号	XXXXXXXXXX	「助成金交付決定通知書」に記載された 交付決定番号を記入してください。
---------------------	------------	--

◆公社は、本欄に記入された氏名及び住所に対して、額確定通知書等を送付します。

申請者氏名 または 法人名 または 管理組合名	フリガナ カンキョウ タロウ 環境 太郎	電話番号(※)	090-0000-0000
法人 代表者役職名 (法人のみ)		電子メールアドレス(任意)	XXX-XXX-XXX @ XXX.co.jp
申請者住所	〒 012 - 0123 (マンション・アパート名・部屋番号まで必ずご記入ください。)	法人代表者氏名 (法人のみ)	フリガナ 〇〇1-2-3 ●●マンション201号室

(※)電話番号は、日中連絡がとりやすい番号を必ず記入してください。法人の場合は、直通番号を記入してください。

#### 4 手続き代行者に関する情報

申請者以外が手続きを代行する場合は、以下枠線内も記入してください。

その場合、公社からの提出書類等の確認に関する連絡は、原則として手続き代行者に行います。

法人名	株式会社 クール・ネット東京	担当者電話番号	090-0000-0000
会社または拠点の 代表者	役職名 代表取締役	電子メールアドレス	XXX-XXX-XXX @ XXX-XXX-XXX
担当者部署名	環境部	担当者名	クールネット花子
代行者住所	〒 012 - 3456		東京 都 墨田 区市町村 〇〇1-2-3

#### 5 対象機器設置場所に関する情報

(i)選択項目(□)については、実績報告時点で、枠内の該当する項目にチェック(✓)を入れてください。

(ii)助成対象機器が 都内の住宅に設置されることを確認するため、設置機器の領収書等に記入のある設置住所と一致していることを確認してください。

申請時に添付していただく写真で、「住宅」との確認ができない場合は、当該建物の「登記事項証明書」(原本/コピー)等を求める場合があります。

対象機器を 設置する建物の住所	該当する項目の一つチェック(✓)を入れてください。
	<input type="checkbox"/> 助成申請者の住所と同じ <input checked="" type="checkbox"/> その他(下記に住所記載)
	助成申請者の住所と同じ場合は記入不要です。
	〒 012 - 0123 (マンション・アパート名・部屋番号まで必ずご記入ください。)
	東京 都 千代田 区市町村 千代田〇丁目〇番〇号

申請者：環境 太郎 (2/2)

### 6 助成金振込先に関する情報

- (i) 助成金振込先の口座名義は、(1)記載の助成申請者の氏名と同一にしてください。  
 (ii) マンション管理組合における理事長等の代表者において、当該管理組合が所有する対象機器に係る助成金を申請する場合は、助成金振込先の口座名義を(1)の管理組合名と同一にしてください。  
 (iii) 口座名義は必ずカタカナで記入して下さい。

提出いただいた振込口座確認書類と一致していることをご確認ください。

金融機関名	〇〇銀行										
支店名	〇〇支店										
金融機関コード	0	0	0	0	支店コード	0	0	0	預金種類 (該当項目に✓)	<input checked="" type="checkbox"/> 普通	<input type="checkbox"/> 当座
口座名義(※) (カタカナ)	※必ずカタカナで記入してください。 カンキョウ タロウ										
口座番号 (右詰)	0	0	0	0	0	0					

### 7 太陽光発電システムに関する情報

太陽光発電システムの新設を助成条件としています。

(1) 電力を供給する住宅の種別	該当する項目の一つチェック(✓)を入れてください。	
	<input type="checkbox"/> 戸建住宅	<input checked="" type="checkbox"/> 集合住宅(住戸専有部)(※)
太陽光発電システム設置概要書(指定様式)の太陽光発電システム発電出力(e)の値が転記されます。複数棟に設置する場合など設置概要書が複数枚になる場合は、数式を削除し、手入力してください。	(※)集合住宅の場合、申請する棟数の合計を記入してください。	
	集合住宅 総棟数	1 棟
(3) 太陽光発電システム発電出力	該当する項目の一つチェック(✓)を入れてください。	
	<input type="checkbox"/> (ア) 住宅建築と同時に設置する(新築単価)	<input type="checkbox"/> (イ) 住宅建築後に設置する(既存単価)
(4) 太陽光発電システム助成金算定額	(i) 太陽光発電システム設置概要書(指定様式)の太陽光発電	3.50 kW
	(i) 太陽光発電システム設置概要書(指定様式)の太陽光発電	360,000 円 (千円未満切捨)
(5) 太陽光発電システム購入金額	(i) 領収書等の太陽光発電システム設置に係る費用(機器費と工事費の合計)を記入してください。	
	351,230 円 (税抜)	
(6) 太陽光発電システム助成申請金額(※)	351,000 円 (千円未満切捨)	
(※)太陽光発電システム助成金は、助成対象経費(太陽光発電システムの設置に係る機器費と工事費)を超えない範囲で助成されます。		
(7) 太陽光発電システム設置年月日	(i) 太陽光発電システムの領収書の日付(領収日)を記入してください。	
	西暦	2022 年 7 月 18 日

申請時に(第1-1号様式)に印を入れた事業に印を入れてください。

太陽光発電システム設置概要書(指定様式)の太陽光発電システム助成申請金額(h)の値が転記されます。複数棟に設置する場合など設置概要書が複数枚になる場合は、数式を削除し、手入力してください。

領収書の日付(領収日)を記入してください。

## 第4-1号様式（共同申請用）

（第4-1号様式）

（1/2）

共同申請用
太陽光発電システム

会社使用欄	交付決定番号	
-------	--------	--

記入日	西暦	2022	年	9	月	10	日
-----	----	------	---	---	---	----	---

公益財団法人 東京都環境公社 理事長 殿

### 熱と電気の有効利用促進事業 助成事業実績報告書(共同申請用)

公益財団法人東京都環境公社が定める各事業の助成金交付要綱に同意のうえ、下記のとおり申請します。

記

#### 1 公社(クール・ネット東京)への申請状況

太陽光発電システムのみでの申請はできません。同時に申請する事業の一つチェック(✓)を入れてください。

なお、各事業の助成対象機器・設備は「新規に同時に設置」または「既に設置済み」のいずれか一つ要件を満たす必要があります。チェック(✓)を入れてください。

助成事業	<input type="checkbox"/>	既存住宅における省エネ改修促進事業	(高断熱窓・ドアを	<input type="checkbox"/>	新規に同時に設置	<input type="checkbox"/>	既に設置済み
	<input type="checkbox"/>	家庭における蓄電池導入促進事業	(蓄電池を	<input type="checkbox"/>	新規に同時に設置	<input type="checkbox"/>	既に設置済み
	<input type="checkbox"/>	電気自動車等の普及促進事業	(V2Hを	<input type="checkbox"/>	新規に同時に設置	<input type="checkbox"/>	既に設置済み
	<input checked="" type="checkbox"/>	熱と電気の有効利用促進事業	(エコキュートを	<input type="checkbox"/>	新規に同時に設置	<input checked="" type="checkbox"/>	既に設置済み
	<input type="checkbox"/>	賃貸住宅省エネ改修先行実装事業	(高断熱窓・ドアを	<input type="checkbox"/>	新規に同時に設置		

#### 2 東京都及び公社(クール・ネット東京)の他助成金への申請状況

助成対象機器(太陽光発電システム)について、東京都及び公社の助成金の交付を重複して受けていないことが必要です。

確認後、下記にチェック(✓)を入れてください。

確認事項	以下の事業について、重複申請はしていません。
	<input checked="" type="checkbox"/> 東京ゼロエミ住宅導入促進事業 含むその他 東京都と公社が実施する事業

#### 3 助成申請者となる対象機器の所有者(リース事業者等)に関する情報

(i) 助成申請者となる対象機器の所有者(リース事業者等)、及びリース契約内容等について記入してください。

(ii) 対象機器所有者の実在性を確認するため、本申請書と併せて、対象機器所有者の実在証明書類を提出していただきます。

このため、本欄記入事項と実在証明書類の記入内容が一致していることを確認してください。

(iii) 助成金交付決定通知書に記載されている交付決定番号を記入してください。

「助成金交付決定通知書」の交付決定番号	XXXXXXXXXX
---------------------	------------

◆公社は、本欄に記入された氏名及び住所に対して、助成金確定通知書を送付します。

対象機器 所有者 事業者名	フリガナ	カブシキガイシャ クールネット トウキョウ			電話番号(※)	090-0000-0000	
		株式会社 クール・ネット東京			電子メールアドレス	xxxxx @ xxx.co.jp	
代表者	役職名	代表取締役			氏名	フリガナ	クールネット タロウ
							クールネット太郎
部署名	環境部			担当者名			
対象機器 所有者 所在地	〒	012	-	0123	(マンション・アパート名・部屋番号まで必ずご記入ください。)		
		東京	都道府県	新宿	区市町村	001-2-3 ●●マンション201号室	

(※)電話番号は、日中連絡がとりやすい直通番号等を必ず記入してください。

#### 4 対象機器の使用者に関する情報

(i) 都内の住宅に設置されることを確認するため、設置機器の領収書等に記入のある設置住所と一致していることを確認してください。

申請時に添付していただく写真で、「住宅」との確認ができない場合は、当該建物の「登記事項証明書」(原本/コピー)等を求める場合があります。

(iii) 対象機器の使用者を代表する方について、氏名を記入してください。

対象機器 使用者代表者氏名 又は法人名 又は管理組名	フリガナ	カンキョウ タロウ			電話番号	090-0000-0000	
		環境 太郎			電子メールアドレス	xxxx @ xxx.co.jp	
法人代表者 役職名 (法人のみ)				法人代表者氏名 (法人のみ)	フリガナ		
対象機器を 設置する建物の 住所	〒	000	-	0000	(マンション・アパート名・部屋番号まで必ずご記入ください。)		
		東京	都	墨田	区市町村	001-2-3	

申請者：株式会社 クール・ネット東京（2/2）

### 5 助成金振込先に関する情報

- (i) 助成金振込先の口座名義は、(3)助成申請者となる対象機器所有者（リース事業者等）と同一にしてください。
- (ii) マンション管理組合における理事長等の代表者において、当該管理組合が所有する対象機器に係る助成金を申請する場合は、助成金振込先の口座名義を(3)の管理組合名と同一にしてください。
- (iii) 口座名義は必ずカタカナで記入して下さい。

金融機関名	〇〇銀行										
支店名	〇〇支店										
金融機関コード	0	0	0	0	支店コード	0	0	0	預金種類 (該当項目に✓)	<input checked="" type="checkbox"/> 普通	<input type="checkbox"/> 当座
口座名義(※) (カタカナ)	※必ずカタカナで記入してください。 カンキョウ タロウ										
口座番号 (右詰)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

### 6 太陽光発電システムに関する情報

- (i) リース契約の実在性を確認するため、本申請書に添付して、対象機器リース契約証明書類を提出いただきます。
- (ii) 本欄記載事項とリース契約証明書類の記載内容が一致していることを確認してください。

(1) 電力を供給する住宅の種類	該当する項目の一つチェック(✓)を入れてください。	
	<input type="checkbox"/> 戸建住宅	<input type="checkbox"/> 集合住宅（住戸専有部）(※) <input checked="" type="checkbox"/> 集合住宅（住戸共用部）(※)
	(※)集合住宅の場合、申請する棟数の合計を記入してください。	
	集合住宅 総棟数	1 棟
(2) 太陽光発電システム設置状況	該当する項目の一つチェック(✓)を入れてください。	
	<input checked="" type="checkbox"/> (ア) 住宅建築と同時に設置する（新築単価）	<input type="checkbox"/> (イ) 住宅建築後に設置する（既存単価）
(3) 太陽光発電システム発電出力	(i) 太陽光発電システム設置概要書(指定様式)の太陽光発電システム発電出力(e)の値を転記してください。	
	4.00	kW
(4) 太陽光発電システム助成金定金額(※)	(i) 太陽光発電システム設置概要書(指定様式)の太陽光発電システム助成金算定額(h)の値を記入してください。	
	400,000	円（千円未満切捨）
(5) 太陽光発電システム購入金額	(i) 領収書等の太陽光発電システム設置に係る費用(機器費と工事費の合計)を記入してください。	
	800,000	円（税抜）
(6) 太陽光発電システム助成申請金額	400,000	円（千円未満切捨）

(※)太陽光発電システム助成金は、助成対象経費(太陽光発電システムの設置に係る機器費と工事費)を超えない範囲で助成されます。

(7) リース契約年月日	(i) 太陽光発電システムのリース契約書等に記入されているリース契約日及び契約期間を記入してください。	
	西暦	2022 年 12 月 1 日
(8) リース契約期間	西暦	2022 年 12 月 25 日 ~ 2032 年 12 月 25 日

### 5.3 太陽光発電システム設置概要書

設置した太陽光発電システムの情報を「4.3 太陽光発電システム設置概要書—記入例—」を参考に記入してください。

「助成金の交付決定」により交付決定した申請機器の型式変更及び助成対象経費の変更について  
新製品の販売等により異なる型式の機器を設置した場合は、実績の報告時に変更後の内容として提出することで助成事業の変更を行うことができます。型式の変更が認められるのは、「助成金交付に係る交付申請」による助成金申請金額を上回らない範囲であること、機器の助成対象要件を満たしていることが条件です。

※交付決定金額の増額は承認しません。

※助成対象経費を変更する場合は、内訳の変更及び減額に限ります。

## 5.4 工事請負契約書または売買契約書（実績報告）

太陽光発電システムの設置に係る工事請負契約書または売買契約書の以下の内容が分かる書類を提出してください。

- ① 契約締結日
- ② 契約者名（助成対象者であること）
- ③ 工事内容
- ④ 発行者
- ⑤ 発行会社印

※ 売買契約書等の日付は交付申請した日より後(公社が受付をした日)のものであること。

※ 契約変更等で契約書が複数ある場合は、対象機器が入っている最終の契約書を提出すること。

※ 停止条件付契約の取扱いがある場合は、当該記載のある個所の写しを提出すること。

また、契約書が複数ページの場合、併せて【参考様式】契約書確認項目一覧表で上記の該当箇所が分かる一覧を作成の上、提出してください。

### ▼記入例 【参考様式】契約書確認項目一覧表

契約書確認項目一覧表	記入例																										
交付決定番号： ●●00001	令和 ×年 ××月 ××日																										
申請者名： 東京 花子	<b>請 負 契 約 書</b>																										
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">項目</th> <th style="width: 70%;">記載箇所（※1）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>契約締結日</td> <td style="text-align: center;">①</td> </tr> <tr> <td>契約者名</td> <td style="text-align: center;">②</td> </tr> <tr> <td>工事内容（※2）</td> <td style="text-align: center;">③</td> </tr> <tr> <td>発行者</td> <td style="text-align: center;">④</td> </tr> <tr> <td>発行会社印</td> <td style="text-align: center;">⑤</td> </tr> <tr> <td>停止条件付契約の条文</td> <td style="text-align: center;">● 枚目 ○ 条</td> </tr> </tbody> </table>	項目	記載箇所（※1）	契約締結日	①	契約者名	②	工事内容（※2）	③	発行者	④	発行会社印	⑤	停止条件付契約の条文	● 枚目 ○ 条	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>収入印紙</p> <p>工 事 名 称 環境様邸 蓄電池、太陽光設置工事</p> <p>工 事 場 所 東京都〇〇区〇〇1-2-3</p> <p>注 文 者 名 東京 花子 <span style="float: right;">環境印</span></p> <p>住 所 東京都〇〇区〇〇1-2-3</p> <p>請 負 者 名 株式会社 〇〇電気 <span style="float: right;">株式会社 〇〇電気</span></p> <p>住 所 東京都●●区●●4-5-6</p> <p>注文者と請負者は、この契約書によって工事契約を結ぶ。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">1. 工期</td> <td style="width: 30%;">令和 ×年 ××月 ××日</td> <td style="width: 30%;">～ 令和 ×年 ××月 ××日</td> </tr> <tr> <td>2. 引渡</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">令和 ×年 ××月 ××日</td> </tr> <tr> <td>3. 請負金額</td> <td style="text-align: center;">金 3,000,000</td> <td style="text-align: right;">円（税込）</td> </tr> <tr> <td>4. 支払方法</td> <td colspan="2"></td> </tr> </table> <p>この契約の証として本書を2通作成し、当事者が署名捺印し各自1通を保有する。</p> </div>	1. 工期	令和 ×年 ××月 ××日	～ 令和 ×年 ××月 ××日	2. 引渡	令和 ×年 ××月 ××日		3. 請負金額	金 3,000,000	円（税込）	4. 支払方法		
項目	記載箇所（※1）																										
契約締結日	①																										
契約者名	②																										
工事内容（※2）	③																										
発行者	④																										
発行会社印	⑤																										
停止条件付契約の条文	● 枚目 ○ 条																										
1. 工期	令和 ×年 ××月 ××日	～ 令和 ×年 ××月 ××日																									
2. 引渡	令和 ×年 ××月 ××日																										
3. 請負金額	金 3,000,000	円（税込）																									
4. 支払方法																											
<p>（※1）契約書の該当箇所にマーカーや付箋等で番号等を振り、記入して下さい。</p> <p>（※2）件名で工事内容が判別できない場合は、太陽光発電システムの工事がわかる契約書類（抜粋）を添付してください。</p>																											

## 5.5 領収書の写し及び領収書の内訳（実績報告）

(1) 太陽光発電システムの設置に係る費用の支払いを証する、経費の内訳がわかる書類、下記項目が記載されている領収書を提出してください。

- ① 宛名（助成申請者名であること）
- ② 領収金額
- ③ 太陽光発電システムの設置に係る費用（機器費及び工事費、消費税含まず）
- ④ 設置場所住所
- ⑤ 領収日
- ⑥ 発行者（販売事業者）名
- ⑦ 発行者（販売事業者）捺印
- ⑧ 収入印紙及び割印（消印）

※領収書の日付が令和4年4月1日から各事業の実績報告提出期限までの間のものであること

※領収書の日付が交付申請した日より後(公社が受付をした日)のものであること

### ▼記入例 領収書

領収書

No. \_\_\_\_\_

① OO ΔΔ 様

金額 ② ¥ \*\*, \*\*\*, \*\*\*)

上記の金額正に領収いたしました。

③ 但し、太陽光発電システム機器費・工事費 1,200,000 円（税抜）を含む

④ ・設置場所住所 東京都OO区OO1-2-3

⑧

⑤ 領収日 令和〇年〇月〇日 ⑦

⑥ OOxOx株式会社 東京営業所  
営業所長 蓄電 光

代表

(1) の必須項目の記載ができない場合や記載がない場合は、必ず公社の定める様式で領収書内訳を作成し原本を提出してください。

▼記入例 【参考様式】領収書の内訳書

公益財団法人 東京都環境公社 理事長  
(東京都地球温暖化防止活動推進センター) 殿

公社理事長宛にて作成してください。

**【領収書内訳 作成例】**

太陽光発電システムに関する領収書の内訳について

申請者と同一である必要があります。

「(申請者名)」様 邸 における領収書は、〇〇年〇〇月〇〇日付け領収書(領収書番号\*\*\*  
\*)のとおりでありますが、その内、太陽光発電システム設置に係る費用(機器費・工事費)及び設置場  
所住所を下記のとおりに、証明いたします。

- ・原領収書と関連付けするために、領収書年月日と領収書番号を明確にしてください。
- ・領収書が複数ある場合は、全ての領収書年月日と領収書番号を記載してください。

1	設置場所住所	「設置場所に関する情報」の設置場所住所と一致すること 東京都〇〇区〇〇1-2-3
2	太陽光発電システム設置に係る費用 (機器費と工事費の合計) ※税抜	1,000,000円 領収書の内訳の「2 太陽光発電システム設置に係る費用」の金額と、実績報告書の太陽光発電システム設置 に係る費用「太陽光発電システム購入金額(機器費と 工事費の合計)」は一致すること。 ※機器費はパソコン按分費(太陽光分)を含みます。

領収書の日付以降の日付を記入してください。 2022年 8月 12日

株式会社〇〇電気 東京営業所  
営業所長 太陽 光

株式会社  
〇〇電気

領収書と同一または社名のわかる印鑑としてください。

以下のような場合において、領収書の内訳をご提出ください。

- 新築等で実際に支払った金額(領収書の金額)と助成対象経費(税抜)が違う場合
- 領収書に下記の記載がない場合
  - ① 宛名(申請者名)
  - ② 太陽光発電システムの設置に係る費用(機器費+工事費)税抜
  - ③ 設置場所住所
  - ④ 領収日
  - ⑤ 発行者名
  - ⑥ 発行者捺印

- (2) 新築の場合など、対象機器以外の費用が含まれている領収書についても提出は可能ですが、(1)の項目を証明していただくため、公社の定める様式で領収書の内訳を作成し、領収書と併せて提出してください。
- (3) 収入印紙及び割り印(消印)が確認できるものがが必要です。収入印紙がなく、かつ、クレジット支払いである事が明確でない場合(但し書きの記載が「立替払い」となっている等)は、追加でクレジットの契約書等の写しが必要です。また、債務が完了されるまで当該機器等の所有権がクレジット会社に留保される契約の場合、当該記載のあるクレジット契約書等の控えが必要です。
- (4) 電子領収書で収入印紙がない場合は、電子領収書であることを明記する必要があります。
- (5) 個別クレジットを利用する場合には、対象機器の販売を行った者が発行した領収書が必要です。なお、個別クレジットを利用する場合において、債務が完了されるまで当該機器等の所有権がクレジット会社に留保される契約であっても「交付された補助金を個別クレジット契約に基づく債務の弁済金にあてること」を条件に助成対象者とします。
- (6) 領収書に記載された対象機器に係る機器本体額について、市場価格等を調査した上で著しく乖離があるものと公社が認めた場合には、対象機器を設置する住宅への現地調査による設置状態等の確認、申請者及び手続代行者等への聞き取り調査による販売状況等の確認を行うことがあります。
- (7) 「太陽光発電システムに関する領収書内訳について」の金額と、助成事業実績報告書の「太陽光発電システム購入金額」は同額となります。

## 5.6 太陽光発電システムの保証書の写し（実績報告）

購入時又は設置時に受領した太陽光発電システム（モジュール及びパワーコンディショナー）の保証書の写しを提出してください。

- ① 使用者控え（お客様控え等）
- ② 製造者名（メーカー名）
- ③ 型式
- ④ 保証開始日、引渡日等の記載があるもの

※モジュール

「モジュール保証書」又は「出力対比表」において、上記が①～④が確認できること

※パワーコンディショナー

「パワーコンディショナー保証書」又は「検査成績書」等において、上記が①～④が確認できること

※上記①～④が確認できない場合

⇒機器の仕様がわかる書類と併せて「【参考様式】助成対象機器が新品かつ未使用品であることの証明書」を提出してください。

### ▼記入例 設置した機器等が新品かつ未使用品であることの証明

公益財団法人 東京都環境公社 理事長  
(東京都地球温暖化防止活動推進センター) 殿

(保証書の提出が困難な場合に販売元が公社理事長宛に提出するものの作成例)  
※販売店が発行したものに限りませ

助成対象機器が新品かつ未使用品であることの証明書

太陽光発電システムに係る助成事業実績報告書を提出するにあたり、弊社が下記の申請者に販売した助成対象機器が新品かつ未使用品であることを証明いたします。  
また、助成対象機器が新品かつ未使用品であることの根拠等の要請があった場合は、速やかに応じます。

記

1	申請者氏名	東京 太郎
2	設置場所住所	東京都〇〇区〇〇1-2-3
3	領収書番号	AA00001
4	助成対象機器 (メーカー名・型式)	株式会社〇〇〇〇〇 XXXX150_XXXX

2022年 8月 12日

株式会社〇〇電気 東京営業所  
営業所長 太陽 光

株式会社  
〇〇電気

## 5.7 モジュールの出力対比表（実績報告）

モジュールの保証書において必要項目が確認できない場合は、出力対比表をご提出ください。  
出力対比表は、設置した全モジュールの出力と製造番号の対比表です。  
原則、モジュールのメーカーが発行するものをご提出ください。

### 【モジュールのメーカーが発行するもの】

- 申請者名の記載がない場合は、空欄に対象システムの販売を行った者が申請者の氏名を補記してください。

### 【メーカーが発行していない場合の対応について】

- 出力対比表を作成して提出してください（次ページ参照）。
- 以下を記載してください。
  - ① 申請者名
  - ② 販売店名
  - ③ 製造メーカー
  - ④ モジュール型式
  - ⑤ 1枚当たりの公称最大出力（ワット）
- 複数の型式を設置される場合は、型式別に用紙を変えて添付してください。
- 梱包に同梱されている製造番号の写し（バーコード）を併せて提出してください。

▼提出例【参考様式】出力対比表

出力対比表

メーカーが発行していない場合の作成例

申請者名	東京 太郎	販売店名 株式会社 ○○○○○○○○
製造メーカー名	○○電気株式会社	
太陽電池モジュール型式	RB175A-03	
太陽電池モジュール公称最大出力 (W)	1 7 5 0	

製造番号の写し (バーコード) の添付欄

◎助成金を申請する全てのモジュールのバーコードを貼付してください。

1		1	
2		13	
3		14	
4		15	
5		16	
6		17	
7		18	
8		19	
9		20	
10		21	
11		22	

バーコードは製造番号、測定出力の記載があるもの

\* メーカー又はメーカー系販売会社が作成する以外は、梱包に同梱されている製造番号の写し (バーコード) を添付願います。

## 5.8 接続契約のご案内の写し（実績報告）

太陽光発電システムで発電した電気が当該システムを設置した住宅で使用している事実を確認する書類です。太陽光発電システムの系統連系に伴う電力会社との契約締結後のものをご提出ください。

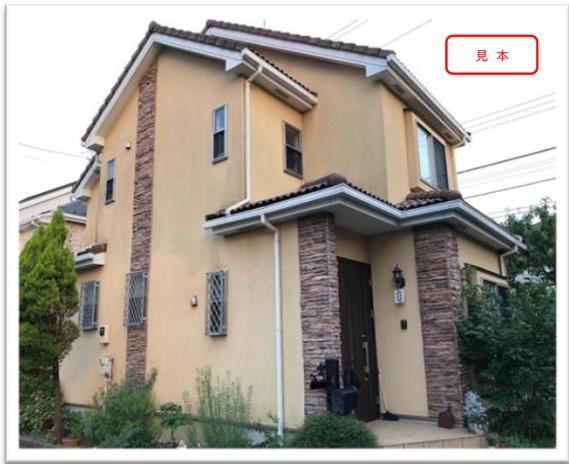
## 5.9 住宅の全景写真（実績報告）

太陽光発電システムを設置した住宅の全景写真を提出してください。

新築単価及び既存単価のどちらの場合も提出してください。

- ① 1階部分から建物全体（正面玄関側）を撮影すること
  - ② 建物の立地や建築構造上、1枚に収まりきらない場合、複数に分かれても可
  - ③ 全景写真では、助成対象機器が写ってなくても可
  - ④ 写真は、カラー写真又はカラー印刷したもの
  - ⑤ 写真の大きさは、サービス判（Lサイズ127×89mm）以上のもの
- ※ 日没後撮影等で建物の全景がはっきりと確認できない場合や居住用の住宅かどうか確認できない場合は、再度撮影を依頼する可能性があります。
- ※ Google マップ等、web上の地図の写しでの提出は認められません。
- ※ 1枚に収まらない場合は台紙を複写して、全ての写真を添付してください。
- ※ 用紙サイズがA4でない場合は【参考様式】住宅の全景写真をご利用ください。

### ▼提出例【参考様式】住宅の全景写真

申請者名 環境 太郎
<b>太陽光発電システムを設置した住宅の全景写真</b>

<p>●太陽光発電システムを設置した住宅の全景写真を提出してください。</p> <ol style="list-style-type: none"><li>① 1階部分から建物全体(正面玄関側)を撮影すること</li><li>② 建物の立地や建築構造上、1枚に収まりきらない場合は、複数に分かれていても可</li><li>③ 全景写真では、助成対象機器が写ってなくても可</li><li>④ 写真は、カラー写真又はカラー印刷したもの</li><li>⑤ 写真の大きさは、サービス判(Lサイズ127×89mm)以上のもの</li></ol> <p>※ 日没後撮影等で建物の全景がはっきりと確認できない場合や居住用の住宅かどうか確認できない場合は、再度撮影を依頼する可能性があります。</p> <p>※ Googleマップ等、web上の地図の写しでの提出は認められません。</p> <p>※ 1枚に収まらない場合は台紙を複写して、全ての写真を添付してください。</p>

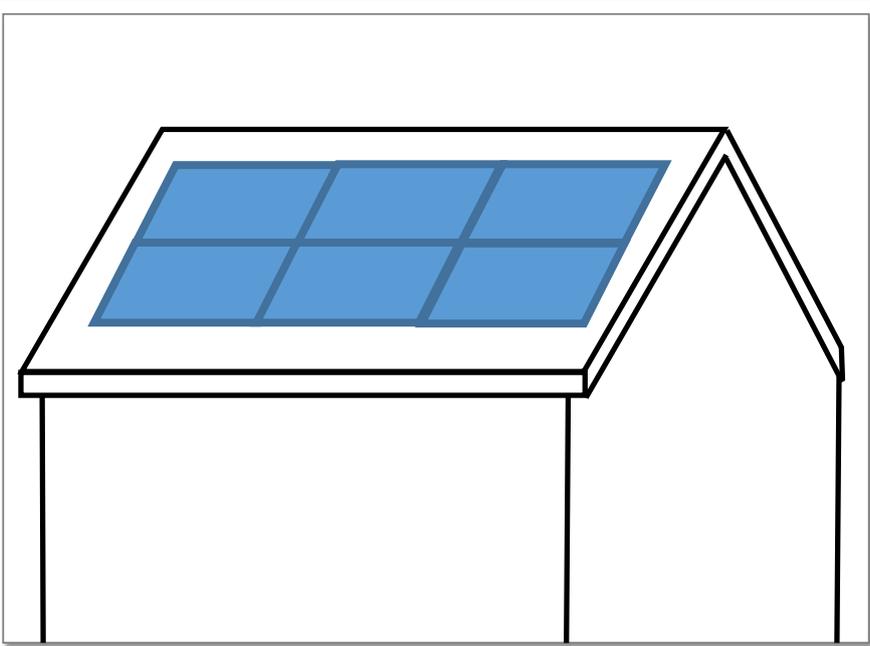
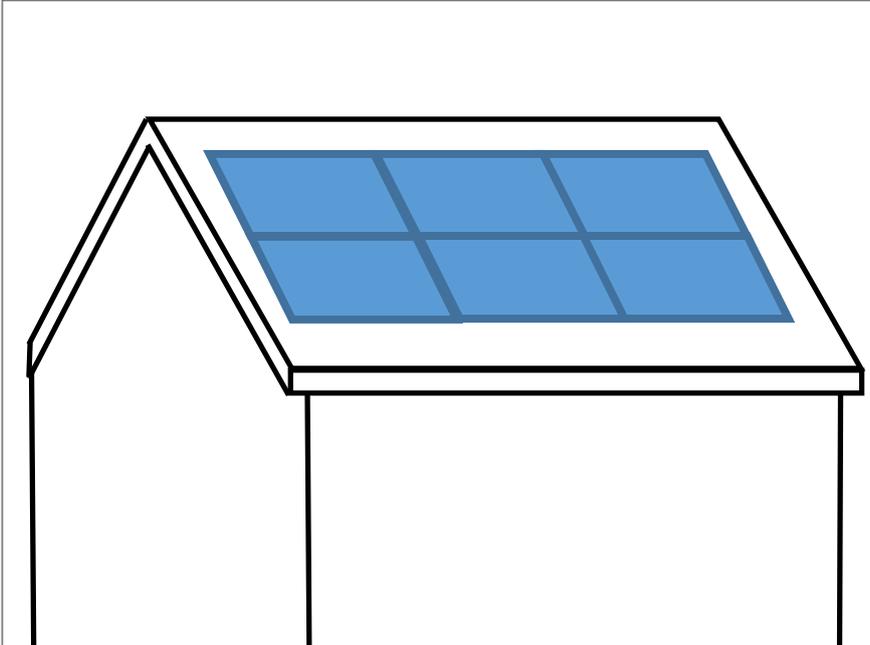
(日本産業規格A列4番)

## 5.10 モジュールの設置完了後の写真（実績報告）

設置したモジュールが確認できる写真を提出してください。

- ① モジュールを設置した屋根のすべての設置面を撮影してください。
  - ② 1枚の写真におさまらない場合は、複数枚撮影してください。
  - ③ 写真は、カラー写真またはカラー印刷したもの
- ※ 用紙サイズがA4でない場合は【参考様式】モジュール設置写真をご利用ください。

### ▼提出例【参考様式】モジュールの設置写真

申請者名 環境 太郎
<b>モジュールの設置完了後の写真</b>


<p>●設置したモジュールが確認できる写真を提出してください。 ① モジュールを設置した屋根のすべての設置面を撮影してください。 ② 1枚の写真におさまらない場合は、複数枚撮影してください。 ③ 写真は、カラー写真またはカラー印刷したもの</p>

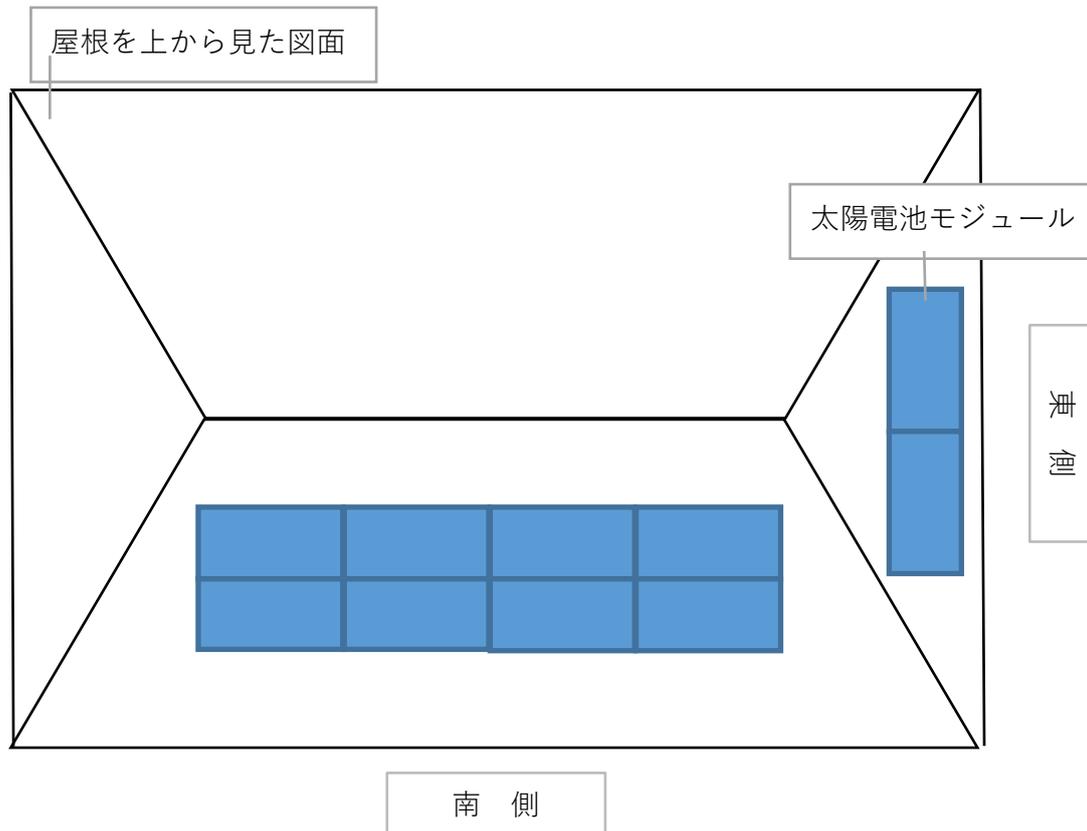
(日本産業規格A列4番)

## 5.11 モジュールの割付図（実績報告）

太陽光発電システムの設置工事の際に作成する太陽電池モジュールの配置図等でモジュールの枚数が分かるものをご提出ください。

※モジュールの枚数は、太陽光発電システム設置概要書及び保証書等と一致していること

### ▼提出例



	モジュール型式	枚数
南側	XXXXXXXXXXXXXXXXXX	8枚
東側	XXXXXXXXXXXXXXXXXX	2枚



### 5.13 リース等契約証明書（実績報告）

リース等事業者が共同申請する場合に提出する書類です。

以下の内容をご確認のうえ、リース等契約書のコピーを提出してください。

- 以下の内容が記載されていること
  - ① 発行者名と会社印
  - ② 使用者氏名と捺印
  - ③ 設置場所住所
  - ④ サービス開始日および終了日
  - ⑤ リース等期間
  
- リース等契約書の契約日が交付決定をした日より後のものであること
- リース等の契約において元金（助成対象経費）から助成金相当分を減額した金額で算出されていること
- 停止条件付契約の取扱がある場合は当該記載のある個所の写しが必要
- 太陽光発電システムの処分制限期間（法定耐用年数の期間）に満たない契約である場合は、リース期間満了後に再リースを行うか、リース使用者へ所有権移転が行われるような契約としてください。

## 関連ホームページのご案内

太陽光発電システムの手引き・よくある質問・様式

[https://www.tokyo-co2down.jp/subsidy/family\\_solor](https://www.tokyo-co2down.jp/subsidy/family_solor)

東京都

災害にも強く健康にも資する断熱・太陽光住宅普及拡大事業

太陽光発電システム 助成金申請の手引き

発行・編集 令和4年6月

公益財団法人東京都環境公社

東京都地球温暖化防止活動推進センター（愛称：クール・ネット東京）